

福岡県公報

平成二十四年三月三十日
第三千三百八十二号
増刊 ①

目次

規 則 (第十四号―第二十三号)

○福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則	(新産業・技術振興課)	二
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(保護・援護課)	二
○福岡県立自然公園条例施行規則及び福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境課)	三
○知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	(県民情報広報課)	四
○知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(県民情報広報課)	五
○福岡県財務規則の一部を改正する規則	(会計管理局会計課)	五
○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則	(人事課)	二五
○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	四〇
○福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	四七
○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課)	四八
告 示 (第六百五十五号―第六百七十号)		
○県が管理する港湾施設の概要の一部改正	(港湾課)	四九
○全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更	(財政課)	四九
○西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協		

○収納代理金融機関の指定の一部改正	(会計管理局会計課)	五〇
○騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正	(環境保全課)	五〇
○環境基本法に基づき新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の一部改正	(環境保全課)	五〇
○騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正	(環境保全課)	五〇
○騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正	(環境保全課)	五〇
○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定の一部改正	(環境保全課)	五〇
○騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域の一部改正	(環境保全課)	五一
○振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正	(環境保全課)	五一
○振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正	(環境保全課)	五一
○振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正	(環境保全課)	五一
○振動規制法施行規則別表第二備考1及び2に規定する区域及び時間の区分の一部改正	(環境保全課)	五一
○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正	(環境保全課)	五二
○福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示	(農林水産政策課)	五二
訓 令 (第四号―第七号)		
○福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令	(財産活用課)	五二
○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	五二
○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	五七

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
 〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

○福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程 (自然環境課) ……五七

教育委員会

○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) ……六〇

○福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……六〇

○教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……六〇

○福岡県教育員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……六〇

人事委員会

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……六一

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……六一

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……六一

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……六一

再掲

○福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……六六

○福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) ……六九

規則

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十四号

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則(平成五年福岡県規則第二十一号)の一

部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、研究開発室及び試作室(以下「研究開発室等」という。)にあっては、終日とする。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十五号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十二年福岡県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

様式第三号その五中

「30 介護予防認知症対応型共同生活介護」を

「30 介護予防認知症対応型共同生活介護

31 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

32 複合型サービス

様式第七十二号の(表)中

福祉用具貸与

福祉用具貸与

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

認知症対応型共同生活介護

を

に、

を

」を

に改める。

認知症対応型共同生活介護				
複合型サービス				

に改める。

様式第七十二号別紙中

(介護予防) 福祉用具貸与	専門相談員								
---------------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--

を

(介護予防) 福祉用具貸与	専門相談員								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	オペレーター								
	訪問介護員								
	看護職員								

に、

認知症対応型共同生活介護	介護従事者								
	計画作成担当者								

を

認知症対応型共同生活介護	介護従事者								
	計画作成担当者								
複合型サービス	介護職員								
	看護職員								
	介護支援専門員								

に改める。

附則

1 (施行期日) この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の生活保護法施行細則の規定による様式の用紙は、なお当分の間、所要の修正をして使用することができる。

福岡県立自然公園条例施行規則及び福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十六号

福岡県立自然公園条例施行規則及び福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

の一部を改正する規則

第一条 福岡県立自然公園条例施行規則の一部改正

(福岡県立自然公園条例施行規則の一部改正)
 第一条 福岡県立自然公園条例施行規則(昭和三十九年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「同意又は認可の」を「協議書又は」に改め、同条第一項中「第八条第四項の」の下に「協議書又は」を加え、「公園事業執行認可申請(執行協議書)」を「公園事業執行協議書(認可申請書)」に改める。

第六条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第六条の二の見出し中「同意又は認可の」を「協議書又は」に改め、同条第一項中「第八条第七項の」の下に「協議書又は」を加え、「公園事業変更認可申請(変更協議書)」を「公園事業変更協議書(認可申請書)」に改める。

第六条の三の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第七条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第一項中「同意」を「協議」に改め、「公園事業合併(分割) 承継協議書(承認申請書)」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「協議書又は」を加え、同項第三号中「同意を得た」を「協議をした」に改める。

第十五条の見出し中「同意又は」を削り、同条第一項中「執行認可(執行同意)の失効届出書」を「執行認可の失効届出書」に改める。

第十七条第十八号の十二中「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改め、同条第二十五号の六中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化

に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法」を「県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に、「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改める。

様式第一号(注)以外の部分中「公園事業執行認可申請(執行協議)書」を「公園事業執行協議書(認可申請書)」に、「申請者(協議者)」を「協議者(申請者)」に、「第8条第3項(第2項)」を「第8条第2項(第3項)」に、「申請(協議)します」を「協議(申請)します」に改め、同様式(注)中「申請(協議)」を「協議(申請)」に改める。

様式第二号(注)以外の部分中「公園事業変更認可申請(変更協議)書」を「公園事業変更協議書(認可申請書)」に、「申請者(協議者)」を「協議者(申請者)」に、「執行認可を受けた(同意を得た)」を「執行の協議をした(認可を受けた)」に、「申請(協議)します」を「協議(申請)します」に改め、同様式(注)中「執行認可を受けた(同意を得た)」を「執行の協議をした(認可を受けた)」に、「許可書(同意書)」を「協議回答書(認可書)」に改め、同様式(注)中「執行認可を受けた(同意を得た)」を「執行の協議をした(認可を受けた)」に改める。

様式第三号(注)以外の部分中「執行認可を受けた(同意を得た)」を「執行の協議をした(認可を受けた)」に改め、同様式(注)中「執行認可を受けた(同意を得た)」を「執行の協議をした(認可を受けた)」に改め、「認可書(同意書)」を「協議回答書(認可書)」に改め、同様式(注)中「執行認可を受けた(同意を得た)」を「執行の協議をした(認可を受けた)」に改める。

様式第四号(注)以外の部分中「公園事業合併(分割)承継承認申請(承継協議)書」を「公園事業合併(分割)承継協議書(承認申請書)」に、「申請します(協議します)」を「協議(申請)します」に改め、「執行認可を受けた(同意を得た)」を「執行の協議をした(認可を受けた)」に改め、同様式(注)中「執行認可を受けた(同意を得た)」を「執行の協議をした(認可を受けた)」に改め、「認可書(同意書)」を「協議回答書(認可書)」に改める。

様式第六号(注)以外の部分中「執行認可を受けた(同意を得た)」を「執行の協議をした(認可を受けた)」に改め、同様式(注)中「執行認可を受けた(同意を得た)」

を「執行の協議をした(認可を受けた)」に、「認可書(同意書)」を「協議回答書(認可書)」に改める。

様式第七号(注)以外の部分中「執行認可(執行同意)の失効届出書」を「執行認可の失効届出書」に改め、「(執行同意)」及び「(同意を得た)」を削り、同様式(注)1中「(同意を得た)」及び「(同意書)」を削る。

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部改正

第二条 福岡県環境保全に関する条例施行規則(昭和四十八年福岡県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第九号中「同条第三項」を「同条第四項」に、「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十七号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則(平成十三年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号イ中「閲覧」の下に「又は交付」を加え、同号中ロを削り、ハをロとし、同号ニ中「フロッピーディスク(三・五インチで二HDのものに限る。以下同じ。)」及び「(六百五十メガバイトのものに限る。以下同じ。)」を削り、ニをハとする。

第十条の見出し中「公文書」の下に「等」を加え、同条第一項中「交付」の下に「及び条例第三十五条に規定する情報提供に係る行政資料の写しの交付」を加え、「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項中「公文書」を「前項の」に改め、同条第三項を削る。

別表第一を別表とし、同表五の項を次のように改める。

五 電磁的記録（三の項及び四の項に該当するものを除く。）	
一 用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙一枚につき 十円
二 用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙一枚につき 三十円
三 C D - R に複写したもの	一枚につき 八十円
四 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表備考を次のように改める。

備考 一の項、二の項又は五の項一若しくは二の場合においては、日本工業規格 A 列三番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。

別表第二を削る。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十八号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号イ中「閲覧」の下に「又は交付」を加え、同号中ロを削り、ハをロとし、同号ニ中「フロッピーディスク（三・五インチで二HDのものに限る。以下同じ。）」「及び」（六百五十メガバイトのものに限る。以下同じ。）を削り、ニをハとする

別表五の項を次のように改める。

五 電磁的記録（三の項及び四の項に該当するものを除く。）	
一 用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙一枚につき 十円
二 用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙一枚につき 三十円
三 C D - R に複写したもの	一枚につき 八十円
四 その他の電磁的記録媒体に複写したもの	当該写しの作成に要する費用に相当する額

別表備考を次のように改める。

備考 一の項、二の項又は五の項一若しくは二の場合においては、日本工業規格 A 列三番以下の大きさの用紙を用いることとする。また、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として算定する。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十九号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

第二条第三号中「部の附置機関（鉄道警察隊及び科学捜査研究所）」を「福岡市警察本部を含み、部の附置機関（自動車警ら隊、鉄道警察隊、科学捜査研究所及び機動捜査隊）」に改め、同条第六号中「鉄道警察隊及び科学捜査研究所」を「自動車警ら隊、鉄道警察隊、科学捜査研究所及び機動捜査隊」に改める。

第六十九条中「課（室）長」を「課（室・所・隊）長」に改める。

第二百二十八条第三項中「資金管理要綱」を「歳計現金等運用要綱」に改める。
第二百三十四条第二号及び第七号中「課(室・所)長」を「課(室・所・隊)長」に改める。

第二百三十七条第二項中「各課(室・所)」を「各課(室・所・隊)」に、「課(室・所)長」を「課(室・所・隊)長」に改める。

第二百四十三条第四項中「課(室・所)長」を「課(室・所・隊)長」に改める。
別表二財務担当所名の欄中

「自動車警ら隊」 「交通機動隊」

機動捜査隊 交通機動隊 を 高速道路交通警察隊 に改める。

高速道路交通警察隊 第一機動隊 第二機動隊

第一機動隊 第二機動隊

別表六通知者の欄中「課(室・所)長」を「課(室・所・隊)長」に改める。
様式第五十三号を次のように改める。

様式第53号 (第68条)



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 濃青色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 オリーブ色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 黄緑色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 黄橙色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 空色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 桃色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 柿色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 緑色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 茶色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 紫色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 赤色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 青色



寸法 縦2.15センチメートル
横 4.3センチメートル
刷色 樺色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 うぐいす色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 黄緑色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 青色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 紫色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 紅色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 黄茶色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 灰味赤茶色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 暗い黄味茶色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 灰味オリーブ色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 にぶ緑色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 にぶ青紫色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 灰味紫色



寸法 縦2.55センチメートル
横 3.6センチメートル
刷色 にぶ赤紫色

様式第三百三十一号その二から様式第三百三十二号その四までを次のように改める。

様式第131号その2 (第154条、第167条) (物品購入用)
 様式第132号その2 (第163条、第167条) (")

(表)
 入札書(見積書)(請書)
 ¥

履行期限	月 日		履行場所		課(室)
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
合計					

上記のとおり入札(見積)いたします。
 福岡県 殿

年 月 日

住所
 氏名 印

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥ _____
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
 なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。
 - (4) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県 殿

年 月 日

契約者住所

氏 名 印

- 備考 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の5%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に105分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

様式第131号その3 (第154条、第167条) (賃借用)
 様式第132号その3 (第163条、第167条) (")

(表)
 入 札 書 (見積書) (請書)

¥ _____

課 (財務担当所) 名

使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		使用課 (財務担当所) 名		
賃 借 件 名	土地・家屋・会場・自動車・船舶・その他 ()				
所在地 (目的地)					
名 称					
構造 (車種・定員)					
内 訳	区 分	数 量	時 間	単 価	金 額
備考					

上記のとおり入札 (見積) いたします。
 福岡県 殿

年 月 日

住 所
 氏 名 印

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥ _____
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
- 4 私の責任において履行の遅延をしたときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の3.1パーセントの金額を納入します。
- 5 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
 - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織 (以下「暴力的組織」という。) であるとき。
 - (2) 役員等 (個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。) が、暴力的組織の構成員 (構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。) となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(裏)

- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 6 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県 殿

年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額（土地のみの1月以上の賃借に係るものを除く。）は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）金額に当該金額の5%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に105分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

様式第131号その4 (第154条、第167条) (電子集約物品購入用)
 様式第132号その4 (第163条、第167条) ()

(表)
 入 札 書 (見積書) (請書)

※くじ番号

¥

発注番号		調達案件名称			
履行期限		履行場所			
品名	規格	数量 単位	単価	金額	摘要
合計					

上記のとおり入札 (見積) いたします。

福岡県 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

資格審査登録番号

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥ _____
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ _____)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
 なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。
 - (4) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

(裏)

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。

9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県 殿

年 月 日

契約者住所

氏 名

印

※ くじ番号は、電子入札対象案件（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して行う入札手続きの対象となる案件）の場合は必ず0から999までの任意の数字を記入すること。

様式第百三十三号第七条の見出し中「下請負人」の次に「等」を加え、同条中「下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人を含む。以下同じ。）」や「下請負人等（一次若しくは二次下請以降全ての下請負人又は資材、原材料の購入契約等の相手方をいう。以下同じ。）」及び「同様式第七条の二第三項中「下請負人」の次に「等」を加え、同条第三項中「下請契約の解除」や「下請契約等（一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除」及び「下請契約の当事者」や「下請契約等の当事者」の次に「等」を加え、同条第三項中「下請契約が」及び「下請契約等が」及び「下請契約当事者」や「下請契約等の当事者」の次に「等」を加え、同様式第七十二条第二項及び同条第三項中「下請負人」の次に「等」を加え、同様式第四十七條の二第一項條一中「第八條第一号」及び「第八條第一号」の次に「等」を加え、同様式第四十七條の二第一項條一中「第九條第一号」及び「第九條第一号」の次に「等」を加え、同様式第四十七條の三第一項條一中「第九條の三」及び「第九條の六」の次に「等」を加え、同様式第四十七條の三第一項條一中「請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）」及び「個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者」の次に「その者」及び「そのもの」の次に「又は資材、原材料の購入契約」を加え、同項第七号及び第八号中「役員等」の次に「又は使用人」を加え、同様式第五十條第六項及び第五十二條第二項中「下請負人」の次に「等」を加える。

様式第百三十三号の二を次のように改める。

様式第133号の2（第166条）（本庁、財務担当所）

物品売買契約書

物品の売買に関し、福岡県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（売買）

第1条 受注者は、別表1に掲げる物品（以下「物品」という。）を発注者に売り渡し、発注者は、これを買受ける。

（物品の数量等）

第2条 物品の数量、契約金額、履行期限、履行場所、契約保証金等は別表1のとおりとし、物品の規格、構造、形状、寸法等は、別表2のとおりとする。

（検査）

第3条 受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。

（代金の支払）

第4条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払いを発注者に請求する。

2 発注者は、前項の請求があったときには、その日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

（部分払）

第5条 発注者が必要と認める場合は、受注者は、物品の完納前に物品の既納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。

（取替え又は補修）

第6条 納入した物品が、
か月以内に発注者の責めに帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、発注者は受注者に対し、その取替え又は補修の要求をすることができる。

2 受注者は、発注者から前項の要求があったときは、受注者の費用で、発注者の指定する期日までに取替え又は補修をしなければならない。受注者がこれを行わないときは、発注者はこれを代行し、その費用は受注者が負担する。

（遅滞損害金）

第7条 発注者は、受注者がその責めに帰すべき理由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。

2 前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、1年につき未納部分の代金の73.0パーセントに相当する金額とする。

（納期の延期）

第8条 発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

できる。

(契約の解除)

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限までに履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (2) 天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたとき。
- (3) 受注者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (4) 履行に関し不正の行為があると認めたとき。

2 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。
- (4) 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(違約金)

第10条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(賠償の予定)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、受注者は、第9条第2項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(補 則)

第11条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の定めるところによる。

(協 議)

第12条 この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者

福岡県

代表者 職名 氏名

職 印

受注者 住 所 (事務所の所在地)

氏 名 (会社の名称及び代表者名)

印

別表1

物 品 名	
数 量	
契 約 金 額 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額)	¥ _____ (¥ _____)
履 行 期 限	
履 行 場 所	
契 約 保 証 金	
そ の 他	

備考 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、受注者が課税事業者である場合に、契約金額の105分の5を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

別表2

物 品 の 規 格	
物 品 の 構 造	
物 品 の 形 状	
物 品 の 寸 法	
製 作 会 社 名	
そ の 他	

様式第五百三十四号の(案)中「請負人」や「請負者」及び「100分の」の「100分の10の」及び「工(納)期の遅延をした」や「工期内に工事を完成することができなかった」及び「一」や「いずれか」及び「あつた」や「あつた」及び「、契約を」及び「この契約を」及び「あつて」や「あつて」及び「として県」や「として福岡県」及び「(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)」及び「(個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。)」及び「なつて」や「なつて」及び「回送の(案)中「暴力的組織又は構成員等」及び「第1号又は第2号に該当するもので」及び「その者」及び「そのもの」及び「下請契約」の次に「(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)」及び「又は使用人」及び「あつて」及び「もつて」及び「もつて」及び「役員等」の次に「又は使用人」及び「請負人」及び「請負者」及び「記入させる」及び「記入する」及び「加へ」。

様式第五百九十三号及び様式第五百九十四号を次のように改める。

様式第193号（第252条）（本庁、財務担当所）
 様式第194号（第252条）（本庁、財務担当所）
 （表）

物品貸付申込書				
				No. _____
				年 月 日
殿				住所 _____ (印)
				氏名 _____
下記の物品を借り受けたいので申請します。				
品名	規格	数量 (単位)	借受希望価格	備考
合計				
借受希望期間 年 月 日から 年 月 日まで				
借受の目的及び使用場所				
貸付条件				
1 貸付物品の引渡し、維持、修繕及び返納に要する費用（貸付目的などにより特に借受人に負担させることが適当でないと認めた場合を除く。）は、借受人において負担すること。 2 貸付物品は、修繕（軽微な修繕を除く。）その他物品の原状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。 3 貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。 4 貸付物品は、転貸又は担保に供しないこと。 5 貸付物品は、貸付目的以外の目的及び指定を受けた場所以外の場所の使用をしないこと。 6 貸付物品について亡失し、又は損傷し、その他事故を生じたときは直ちに報告書を提出すること。 7 貸付物品について生じた事故が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときはその損害を賠償すること。 8 借受人が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、貸付物品を福岡県に返還すること。この場合において、返還により借受人に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めないこと。 (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。 (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる				

(裏)

場合を含む。以下「構成員等」という。) となっているとき。

- (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

物品借受書 年 月 日

上記の物品を借り受けました。なお、決定事項及び貸付条件の履行を誓約します。

借受者氏名 _____ (印)

様式第二百七号備考中「~~喀~~」を「~~喀~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一款 職員研修所（第六十六条―第六十八条）」を

「第一款 職員研修所（第六十六条―第六十八条）」

第一款の二 公文書館（第六十八条の二―第六十八条の四）」に、

「第二款 農業大学校（第六十五条―第六十七条）」

第三款 病虫害防除所（第六十八条―第七十条）」を

第四款 農業総合試験場（第七十一条―第七十三条）」

「第二款 農業総合試験場（第六十五条―第六十七条）」

第三款 病虫害防除所（第六十八条―第七十条）」に改める。

第四款 農業大学校（第七十一条―第七十三条）」

第二条第四号中「農業大学校、農業総合試験場、農業大学校」

に改め、「アジア文化交流センター並びに」の下に「福岡県立公文書館条例（平成二十

四年福岡県条例第三号）の規定により設置された公文書館並びに」を加える。

第七条第一項の表中「秘書第一係 秘書第二係」を「秘書係」に改め、同条第二項第一号の表中

県民情報広報課

報道係 広報係
広聴係 情報公開係

消防防災課

国民保護係 消防係
防災企画係
防災指導係 防災情報通信係

県民情報広報課

報道係 広報係
広聴係 情報公開係

私学学事振興局

学事課 管理係 大学係
私学振興課 宗教係
第二係 私学第一係 私学

私学学事振興局

学事課 管理係 大学係
私学振興課 宗教係
第二係 私学第一係 私学

防災危機管理局

防災企画課 防災企画係 防災情報係 原子力安全対策係 国民保護係
消防防災指導課 消防係 防災指導係

項第二号の表調査統計課の項中「統計調整係 統計分析係 生活統計第一係 生活統計第二係 経済統計係」を削り、同項第三号の表健康増進課の項中「精神保健係」を削り、同項第七号の表国際経済観光課の項中「海外ビジネス支援係 海外企業誘致係」を「国際ビジネス第一係 国際ビジネス第二係」に改め、同項第八号の表中

農林水産政策課

総務係 予算第一係 予算第二係 予算第三係 企画係

を

に、

を

に改め、同

<p>農村整備課</p>	<p>畜産課</p>	<p>経営技術支援課</p>	<p>水田農業振興課</p>	<p>食の安全・地産地消課</p>	<p>農山漁村振興課</p>	<p>農林水産政策課</p>	<p>農林水産物安全課</p>	<p>農山漁村振興課</p>
<p>農村整備係 事業対策係 基盤整備係 農地保全係</p>	<p>衛生係 飼料係 生産係 企画流通係 環境</p>	<p>経営総務係 経営支援係 研究調整係</p>	<p>食糧係 農産係 水田振興係 生産構造改善係</p>	<p>食の安全係 地産地消係 地消推進係 生産安全係</p>	<p>中山間地域振興係 技術管理係 入札係 計画調整係 森林計画係 森林保全係</p>	<p>総務係 予算第一係 予算第二係 予算第三係 企画係 研究調整係</p>	<p>食の安全係 生産管理係 生産環境係</p>	<p>企画調整係 中山間地域振興係 農業振興地域係 農地係 技術管理係 入札係</p>

を

に、

を

<p>健康増進課</p>	<p>第七條の二の表新雇用開発課の項の次に次のように加える。</p>	<p>林業振興課</p>	<p>農村森林整備課</p>	<p>畜産課</p>	<p>経営技術支援課</p>	<p>水田農業振興課</p>	<p>森林保全課</p>	<p>林業振興課</p>
<p>こころの健康づくり推進室</p>	<p>第七條の二の表県民文化スポーツ課の項の次に次のように加える。</p>	<p>林業総務係 木材流通係 林業経営係 造林係 森林再生係 緑化県営林係</p>	<p>林業総務係 木材流通係 林業経営係 造林係 森林再生係 緑化県営林係</p>	<p>企画環境係 大家畜係 中小家畜係 衛生係 鳥獣対策係</p>	<p>経営総務係 経営企画係 女性農業者支援係 生産資材係</p>	<p>農産振興係 水田農業経営係 農村集落係 農業振興地域係 農地係</p>	<p>保安林係 治山係 森林計画係 森林再生係 開発指導演係 県営林係</p>	<p>林業総務係 木材流通係 特産・振興係 造林係 林道係 緑化係</p>

に改める。

商工政策課

国際戦略総合特区推進室

第七条の二の表中

農林水産政策課

輸出促進室

後継人材育成室

を

園芸振興課

輸出促進室

経営技術支援課

後継人材育成室

に改め、同

条に次の一項を加える。

2 前項に規定する室のうち、次の表の上欄に掲げる室に当該下欄に掲げる係を置く。

世界遺産登録推進室

近代化遺産係 宗像・沖ノ島係

第八条第五項中「私学学事振興局」の下に「、防災危機管理局」を加え、同条第六項

中「前条の表」を「前条第一項の表」に改め、同条第八項中「表の上欄」の下に「及び

前条第一項の表の下欄」を加え、同条第十項中「表の下欄」の下に「及び前条第二項の

表の下欄」を加え、同条第十一項中「各項の表の下欄」の下に「並びに前条第二項の表

の下欄」を加え、「同条第二項の表の上欄及び前条の表」を「第七条第一項及び第二項

の表の上欄並びに前条第一項の表」に改め、同条第十三項中「前条の表」を「前条第一

項の表」に改め、同条第十五項中「第七条第二項」を「第七条第一項及び第二項」に、

「前条の表」を「前条第一項の表」に改め、同条第十八項中「経営技術指導課」を「経

営技術支援課」に改め、同条第十九項及び第二十項中「前条の表」を「前条第一項の表

」に改める。

第九条を次のように改める。

(秘書室の所掌事務)

第九条 第七条第一項に規定する秘書室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 知事及び副知事の秘書に関すること。

二 皇室に関すること。

三 庶務に関すること。

四 財務会計に関すること。

2 秘書室庶務係の所掌事務は、前項第二号から第四号までに掲げる事務とする。

3 秘書室秘書係の所掌事務は、第一項第一号に掲げる事務のうち、日程調整、情報収集に関する事務とする。

第十一号中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 公文書館に関すること。

第二十条の二の三を次のように改める。

第二十条の二の三 削除

第二十条の三の二の次に次の二条を加える。

(防災危機管理局防災企画課の所掌事務)

第二十条の三の三 第七条第二項に規定する総務部防災危機管理局防災企画課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 防災企画係

イ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請等に関すること。

ロ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属さないこと。

ハ 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の施行に関すること。

ニ 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百一十一号)の施行に関すること。

ホ 災害対策に関する事務の総合企画、調査及び調整に関すること。

ヘ 庶務に関すること(総務部防災危機管理局消防防災指導課に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関することを除く。))を含む。

ト 総務部防災危機管理局の予算の総括に関すること。

チ 財務会計に関すること。

二 防災情報係

イ 防災・行政情報通信ネットワークの管理及び運用に関すること。

ロ 防災・行政情報通信ネットワーク設備の保全に関すること。

三 原子力安全対策係

イ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）の施行に関すること（同法の規定による読替え後の災害対策基本法の施行に関するを含む。）

ロ 原子力安全対策に関すること。

四 国民保護係

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律百二十二号）の施行に関すること。

ロ 危機管理の調整に関すること。

（防災危機管理局消防防災指導課の所掌事務）

第二十条の三の四 第七条第二項に規定する総務部防災危機管理局消防防災指導課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 消防係

イ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の施行に関すること。

ロ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の施行に関すること。

ハ 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）の施行に関すること。

ニ 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

ホ 財務会計に関すること。

ヘ 消防学校に関すること。

二 防災指導係

イ 災害対策基本法の施行に関する事務のうち、市町村地域防災計画に関すること。

ロ 市町村の災害対策に関する事務の助言及び調整に関すること。

第二十条の六第二号イ中「、財産区及び地方開発事業団」を「及び財産区」に改め、同条第三号中ロを削り、ハをロとし、ニからハまでをハからホまでとし、同条第四号チ

中「福岡県」を削る。

第二十条の八中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条の十を次のように改める。

（調査統計課の所掌事務）

第二十条の十 第七条第二項に規定する企画・地域振興部調査統計課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 統計法（平成十九年法律第五十三号）の規定に基づく基幹統計（周期調査）のうち、国勢調査、経済センサス、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査、全国消費実態調査、農林業センサス、漁業センサス、商業統計調査、社会生活基本調査に関すること。

二 統計法の規定に基づく基幹統計（經常調査）のうち、工業統計調査、労働力調査、小売物価統計調査、家計調査、個人企業経済調査、毎月勤労統計調査、経済産業省生産動態統計調査、商業動態統計調査、特定サービス産業実態調査、学校基本調査及び学校保健統計調査に関すること。

三 福岡県が実施する統計調査の総合調整に関すること。

四 経済動向等の調査・分析に関すること（鉱工業指数に関するを含む。）。

五 県民経済計算に関すること。

六 市町村民経済計算に関すること。

七 産業連関表に関すること。

八 福岡県が実施する統計調査のうち、人口に関すること。

九 統計・経済資料の整備及び資料室の管理に関すること。

十 統計に関する広報・啓発に関すること。

十一 庶務に関すること。

十二 財務会計に関すること。

第二十五条第二十一号及び第二十七条第一号中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第二十八条第一項中第三十一号を第三十二号とし、第十六号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成二十四年福岡県条例第一号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

第二十八条第二項中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十九号から第三十一号」を「第三十号から第三十二号」に改め、同条第三項中「第十九号」を「第二十号」に改める。

第三十一条の二第一号へ中「庶務に関すること」の下に「（保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）を加え、同号ト中「財務会計に関すること」の下に「（保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室に係るものを含む。）を加え、同条第五号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（健康増進課こころの健康づくり推進室の所掌事務）

第三十一条の二の二 第七条の二に規定する保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の施行に関すること。

二 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第三項第七号に規定する第二種社会福祉事業に関すること。

三 精神保健福祉法（平成九年法律第三百一十一号）の施行に関すること。

四 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の施行に関する事務のうち、違反者のアルコール依存症に関する診断及び治療並びに飲酒運転撲滅対策医療センターに関すること。

五 病院事業に関すること。

六 県立精神医療センター太宰府病院に関すること。

七 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第三十一条の七の六第一号二中「肢体不自由児施設、盲児施設及びろうあ施設」を「医療型障害児入所施設及び福祉型障害児入所施設」に改める。

第三十一条の七の十二第二号又中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第三十一条の九第三号に次のように加える。

カ 環境放射線の監視に関すること。

第三十一条の十第一号中ハ及びニを削り、ホをハとし、ヘをニとし、トを削り、チをホとし、リをヘとし、ヌをトとし、同条第三号イ中「産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業に関すること」を「産業廃棄物に係るもので他課に属しないこと」に改め、同号ロ中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の下に「（平成十三年法律第六十五号）を加え、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出に関すること」を「他課に属しないこと」に改め、同号中ホをヘとし、同号ニ中「条例」の下に「（平成十四年福岡県条例第十六号）を加え、「使用済自動車等の多量保管の届出に関すること」を「他課に属しないこと」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号二の前に次のように加える。

ハ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関すること。

第三十一条の十一第一号イ中「施行に関する」の下に「事務のうち、他課に属しない」を加える。

第三十二条第一項第九号中「庶務に関すること」の下に「（商工部商工政策課国際戦略総合特区推進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）を加え、同項第十号中「財務会計に関すること」の下に「（商工部商工政策課国際戦略総合特区推進室に係るものを含む。）」を加える。

第三十二条の二を第三十二条の二の二とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

（商工政策課国際戦略総合特区推進室の所掌事務）

第三十二条の二 第七条の二に規定する商工部商工政策課国際戦略総合特区推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関すること。

二 庶務に関するもののうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第三十三条第三号及び第四号を次のように改める。

三 国際ビジネス第一係

イ 海外投資の支援に関する事務のうち、東アジアに関する事

ロ 貿易の振興に関する事務のうち、東アジアに関する事

ハ 海外企業の誘致に関する事務のうち、東アジアに関する事

ニ 貿易に関する団体の指導育成に関する事

ホ 経済交流拠点の形成に関する事

ヘ 海外派遣研修生との連絡調整に関する事

四 国際ビジネス第二係

イ 海外投資の支援に関する事務のうち、他係に属しない事

ロ 貿易の振興に関する事務のうち、他係に属しない事

ハ 海外企業の誘致に関する事務のうち、他係に属しない事

ニ 財団法人福岡県中小企業振興センターに関する事務のうち、海外事務所に関する事

第三十三条の二第一号リ中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第三十七条第一号ロ中「（農林水産部農林水産政策課輸出促進室及び後継人材育成室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）を削り、同号ハ中「農業大学校」を「農業総合試験場」に改め、同条第二号ロ中「農林水産物安全課」を「食の安全・地産地消課」に改め、同号ハ中「（農林水産部農林水産政策課輸出促進室及び後継人材育成室に係るものを含む。）を削り、同条第三号イ中「農村整備課」を「農村森林整備課」に改め、同条第四号イ中「森林保全課」を削り、同条に次の一号を加える。

六 研究調整係

イ 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）の施行に関する事務のうち、農業に関する試験研究の助長に関する事

ロ 種苗法（平成十年法律第八十三号）の総括及び同法に基づく県育成農産品種の取得、保護及び活用に関する事

ハ 農業総合試験場の試験研究課題の調整に関する事

ニ 農業技術振興戦略会議に関する事

ホ 農業総合試験場との総合的な連絡及び調整に関する事

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

第三十八条及び第三十九条 削除

第四十条中第一号を削り、第二号中ニをへとし、ハをホとし、ロをニとし、イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の施行に関する事

ロ 国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四十三号）の施行に関する事

と。

第四十条第二号に次のように加える。

ト 農山漁村の活性化に係る企画及び調整に関する事

チ 特用林産物の振興に関する事

リ 庶務に関する事

ヌ 財務会計に関する事

第四十条中第二号を第一号とし、第三号及び第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四 計画調整係

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定に基づく国営土地改良事業に要する費用の負担及び国有の公共農用施設に係る管理の受託に関する事

ロ 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）の施行に関する事務のうち、他係に属しない事

ハ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）の規定に基づくかんがい排水に係る業務に要する費用の負担に関する事

ニ 農業農村整備事業に係る総合企画及び調整に関する事

ホ 農業農村整備事業に係る調査及び計画に関する事

ヘ 国営の土地改良事業等の調整及び促進に関する事

ト 国営付帯県営土地改良事業等に係る調整に関する事

チ 農業水利の調査及び調整に関する事

五 森林計画係

イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の施行に関する事務のうち、他係及び他係に属しない事

ロ 林野整備に関する事務のうち、他課に属しないこと。

六 森林保全係

イ 森林法の施行に関する事務のうち、保安林及び開発行為に関すること。

ロ 福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例（平成十四年福岡県条例第二十七号）の施行に関すること。

ハ その他林地保全に関すること。

第四十一条の見出し中「農林水産物安全課」を「食の安全・地産地消課」に改め、同条第一号ホを削り、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 地産地消推進係

イ 食育の総括に関すること。

ロ 農林水産物の地産地消に関すること。

三 生産安全係

イ 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の施行に関すること。

ロ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）の施行に関すること。

ハ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十号）の施行に関すること。

ニ 有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）の施行に関すること。

ホ 農業に係る公害の総括に関すること。

第四十二条第一号ル中「財団法人」を「公益財団法人」に改め、同条第二号へ中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の下に「（平成七年法律第二号）」を加え、同号リ中「農林漁業金融公庫」を「日本政策金融公庫」に改める。

第四十三条第一号ホ中「庶務に関すること」の下に「（農林水産部園芸振興課輸出促進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）」を加え、同号へ中「財務会計に関すること」の下に「（農林水産部園芸振興課輸出促進室に係るものを含む。）」を加える。

第四十三条の二各号を次のように改める。

一 農産振興係

イ 中小企業等協同組合法の施行に関する事務のうち、米穀販売業者が組織する中小企業協同組合に関すること。

ロ 主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三十一号）の施行に関すること。

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ニ 米麦大豆の生産及び流通並びに米消費拡大に関すること。

ホ 庶務に関すること。

ヘ 財務会計に関すること。

二 水田農業経営係

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の施行に関する事務のうち、農地の利用集積に関すること。

ロ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する事務のうち、米穀の生産調整に関すること。

ハ 水田農業の構造改善に関すること。

ニ 水田利用に関すること。

三 農村集落係

イ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の施行に関すること。

ロ 農村集落機能の維持及び管理に関すること。

ハ 農林水産部に属する人権・同和対策に関する事務のうち、他課に属しないこと。

四 農業振興地域係

イ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行に関する事務のうち、国有財産の管理に関すること。

ロ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

五 農地係

イ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定に基づく農事調停に関

すること。

ロ 農地法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ハ 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

第四十三条の二を第四十三条の二の二とし、第四十三条の次に次の一条を加える。

（園芸振興課輸出促進室の所掌事務）

第四十三条の二 第七条の二に規定する農林水産部園芸振興課輸出促進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 農林水産物等の輸出促進に関すること。

二 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第四十三条の三第一号イ中「庶務に関すること」の下に「（農林水産部経営技術支援課後継人材育成室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）を加え、同号ロ中「財務会計に関すること」の下に「（農林水産部経営技術支援課後継人材育成室に係るものを含む。）」を加え、同号ハ中「農業総合試験場」を「病害虫防除所及び農業大学校」に改め、同号ホを削り、同条第二号イを削り、同号中ロをイとし、ハをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 農業改良助長法の規定に基づく協同農業普及事業のうち、他課及び他係に属しないこと。

第四十三条の三第三号中「経営支援係」を「女性農業者支援係」に、同号ロ中「農業金融公庫」を「日本政策金融公庫」に改め、同号の次に次のように加える。

ハ 女性農業者の支援に関すること。

第四十三条の三第四号を次のように改める。

四 生産資材係

イ 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の施行に関すること。

ロ 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）の施行に関すること。

ハ 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の施行に関すること。

ニ 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）の施行に関すること。

ホ 農作物の病害虫防除に関すること。

ヘ 肥料の生産及び流通に関すること。

ト 土壌の調査及び改良に関すること。

チ 農業機械に関すること。

第四十三条の三の次に次の一条を加える。

（経営技術支援課後継人材育成室の所掌事務）

第四十三条の三の二 第七条の二に規定する農林水産部経営技術支援課後継人材育成室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 農業改良助長法の規定に基づく協同農業普及事業のうち、農業者研修教育施設に関すること。

二 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

三 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

四 農林水産業の後継人材育成に関すること。

五 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第四十三条の四各号を次のように改める。

一 企画環境係

イ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）の施行に関すること。

ロ 畜産行政に関する総合企画、調査及び調整に関すること。

ハ 地域畜産振興に関すること。

ニ 畜産経営の環境整備事業に関すること。

ホ 畜産環境保全に関すること。

ヘ 庶務に関すること。

ト 財務会計に関すること。

チ 家畜保健衛生所に関すること。

二 大家畜係

イ 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の施行に関すること。

ロ 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の施行に関する事
 八 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）の
 施行に関する事。

ニ 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）の施行に関する事
 ホ 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の施行に
 関する事務のうち、肉用牛に関する事。

ヘ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）の施行に
 関する事。

ト 家畜の導入に関する事。

チ 肉用牛の振興に関する事。

リ 畜産経営技術の改善に関する事。

ヌ 畜産物の流通に関する事務のうち、牛肉及び乳製品に関する事。

ル 学校給食用牛乳に関する事。

ヲ 飼料作物に関する事。

ワ 草地の造成及び改良に関する事。

三 中小家畜係

イ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五
 号）の施行に関する事。

ロ 養ほう振興法（昭和三十年法律第八十号）の施行に関する事。

ハ 養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）の施行に関する事。

ニ 畜産物の価格安定等に関する法律の施行に関する事務のうち、他係に属しない
 こと。

ホ 卸売市場法の施行に関する事務のうち、畜産物に関する事。

ヘ 福岡県卸売市場条例の施行に関する事務のうち、畜産物に関する事。

ト 畜産物の流通に関する事務のうち、他係に属しないこと。

チ 流通飼料に関する事。

四 衛生係

イ 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）の施行に関する事。

ロ 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）の施行に関する事。

ハ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の施行に関する事。

ニ 薬事法の施行に関する事務のうち、動物用医薬品等の取締りに関する事。

ホ 獣医療法（平成四年法律第四十六号）の施行に関する事。

ヘ 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと
 。

ト 福岡県獣医師修学資金貸与条例（平成五年福岡県条例第九号）の施行に関する
 こと。

チ 家畜衛生の向上に関する事。

五 鳥獣対策係

イ 牧野法（昭和二十五年法律第九十四号）の施行に関する事。

ロ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、生活環
 境及び農林水産業に係る被害の防止並びに狩猟に関する事。

ハ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平
 成十九年法律第三百三十四号）の施行に関する事。

ニ 獣肉の有効利用に関する事。

第四十三条の五の見出し中「農村整備課」を「農村森林整備課」に改め、同条中「農
 村整備課」を「農村森林整備課」に改め、同条第二号イ中「（昭和二十四年法律第九
 十五号）」を削り、「事務のうち、」の下に「他課及び」を加え、同号ハ中「（昭和六
 十二年法律第六十三号）」を削り、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号と
 し、第六号を第四号とし、第七号に次のように加える。

ヘ 災害に強いため池等整備事業に関する事。

第四十三条の五第七号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 治山係

イ 森林法の規定に基づく保安施設地区に関する事。

ロ 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、林野に関する事。

ハ その他治山事業に関する事。

七 林道係

イ 林道に関する事。

第四十三条の六第一号イ中「（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を削り、同号へ

中「財団法人」を「公益財団法人」に改め、同条第三号中「特産・振興係」を「林業経営係」に改め、同号二中「特用林産物の振興」を「森林の施業集約化」に改め、同号ホを削り、同条第五号を次のように改める。

五 森林再生係

イ 森林環境税事業に関すること。

第四十三条の六第六号中「緑化係」を「緑化県営林係」に改め、ホを削り、へをホとし、トをへとし、への次に次のように加える。

ト 県営林の経営、管理及び処分に関すること。

チ 県営林造成事業振興基金に関すること。

第四十三条の七を次のように改める。

第四十三条の七 削除

第四十三条の八第一号へ中「財団法人福岡県栽培漁業公社」を「公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会」に改める。

第六十五条第一号の表中

福岡県職員委員会	副知事、専門委員、選挙管理委員及び監査委員の懲戒の審査及び議決に関すること。	総務部人事課
福岡県防災会議	災害対策基本法第十四条第二項の規定による県地域防災計画の作成及びその実施推進並びに災害が発生した場合における災害に関する情報の収集、災害応急対策及び災害復旧に関する関係行政機関相互間の連絡調整並びに非常災害に際しての緊急措置に関する計画の樹立及びその実施推進並びに右のほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。	総務部消防防災課
福岡県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法第二十七条第三項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施推進並びに防災に関する調査研究、情報の収集及び伝達並びに災害が発生した場合における関係機関が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整並びに現地防災本部に対する災害応急対策の実施に関する指示並びに災害が発	総務部消防防災課

を

生した場合における国の行政機関及び他の都道府県との連絡並びにその他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

福岡県国民保護協議会
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十七条第二項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べること。

福岡県職員委員会
副知事、専門委員、選挙管理委員及び監査委員の懲戒の審査及び議決に関すること。

福岡県私立学校審議会
私立学校法第九条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。

福岡県私立学校審議会
私立学校法第九条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること。

福岡県防災会議
災害対策基本法第十四条第二項の規定による県地域防災計画の作成及びその実施推進並びに災害が発生した場合における災害に関する情報の収集、災害応急対策及び災害復旧に関する関係行政機関相互間の連絡調整並びに非常災害に際しての緊急措置に関する計画の樹立及びその実施推進並びに右のほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

福岡県石油コンビナート等防災本部
石油コンビナート等災害防止法第二十七条第三項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施推進並びに防災に関する調査研究、情報の収集及び伝達並びに災害が発生した場合に

に、

を

に、

表福岡県森林審議会の項中「森林保全課」を「林業振興課」に改め、同条第二号の表中

福岡県国民保護協議会	おける関係機関が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整並びに現地防災本部に対する災害応急対策の実施に関する指示並びに災害が発生した場合における国の行政機関及び他の都道府県との連絡並びにその他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十七条第二項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べること。	総務部防災危機管理局防災企画課
福岡県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二十六条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。	福祉労働部障害者福祉課
福岡県障害者施策審議会	障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びに障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。	福祉労働部障害者福祉課
福岡県公務災害等補償審査委員会	議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例第十七条の規定による審査の申立てに対して審査及び裁定を行うこと。	総務部総務事務センター
福岡県公務災害等補償審査	議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例第十七条の規定による審査の申立てに対して審査及び裁定を行うこと。	総務部総務事務センター

を

を

に改め、同

会	福岡県特定歴史公文書利用審査会	福岡県立公文書館
	福岡県立公文書館条例第十三条第一項の規定による諮問に依りて答申し、同条例第十六条第二項の規定により意見を求められた苦情申出について意見を述べ、並びに特定歴史公文書（同条例第三条第二項に規定する特定歴史公文書をいう。第六十八条の四において同じ。）の利用に関する重要事項について、知事の諮問に依りて答申し、及び建議すること。	公文書館

に改め、同

表福岡県精神保健福祉審議会の項中「保健医療介護部健康増進課」を「保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室」に改め、同表福岡県障害者介護給付費等不服審査会の項中「第九十七条第一項」の下に「及び児童福祉法第五十六条の五の五第一項」を加える。

第四章第一節第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二 公文書館

（名称及び位置）

第六十八条の二 福岡県立公文書館条例の規定により設置された公文書館の名称及び位置は、次のとおりである。

福岡県立公文書館	名称	位置
	福岡県立公文書館	筑紫野市上古賀二丁目二三番地二二

（役付職員）

第六十八条の三 公文書館に館長及び副館長を置く。

（所掌事務）

第六十八条の四 公文書館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 特定歴史公文書の保存及び利用に関すること。
 - 二 特定歴史公文書の利用促進及び普及に関すること。
 - 三 庶務に関すること。
 - 四 財務会計に関すること。
- 第八十九条第一項第七号中「施行に関する」の下に「事務のうち、鳥獣の保護に関

する」を加え、同条第十一項中「課又は」を削り、同項の表中

福岡県北筑後保健福祉 環境事務所社会福祉課	第八十七条第一項に規定する、福岡県北筑後保健 福祉環境事務所の管轄区域及び久留米市
福岡県南筑後保健福祉 環境事務所社会福祉課 高齡・障害者福祉係	第八十七条第一項に規定する、福岡県南筑後保健 福祉環境事務所の管轄区域及び大牟田市

を

福岡県南筑後保健福祉 環境事務所社会福祉課 高齡・障害者福祉係	第八十七条第一項に規定する、福岡県南筑後保健 福祉環境事務所の管轄区域及び大牟田市
---------------------------------------	----------------------------------------------

に改め、同

条第十三項の表中

福岡県筑紫保健 福祉環境事務所 地域環境課	第八十七条第一項に規定する、福岡 県筑紫保健福祉環境事務所及び福岡 県糸島保健福祉事務所の管轄区域並 びに福岡市	鳥獣の保護及び狩 猟の適正化に関す る法律に係る事務
福岡県北筑後保 健福祉環境事務 所地域環境係	第八十七条第一項に規定する、福岡 県北筑後保健福祉環境事務所の管轄 区域及び久留米市	
福岡県南筑後保 健福祉環境事務 所地域環境課	第八十七条第一項に規定する、福岡 県南筑後保健福祉環境事務所の管轄 区域及び大牟田市	
福岡県京築保健 福祉環境事務所 地域環境係	第八十七条第一項に規定する、福岡 県京築保健福祉環境事務所の管轄区 域及び北九州市	

を

福岡県筑紫保健 福祉環境事務所 地域環境課	第八十七条第一項に規定する、福岡 県筑紫保健福祉環境事務所及び福岡 県糸島保健福祉事務所の管轄区域並 びに福岡市	鳥獣の保護及び狩 猟の適正化に関す る法律に係る事務 のうち、鳥獣の保 護に関する事
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

福岡県北筑後保 健福祉環境事務 所地域環境係	第八十七条第一項に規定する、福岡 県北筑後保健福祉環境事務所の管轄 区域及び久留米市
福岡県南筑後保 健福祉環境事務 所地域環境課	第八十七条第一項に規定する、福岡 県南筑後保健福祉環境事務所の管轄 区域及び大牟田市
福岡県京築保健 福祉環境事務所 地域環境係	第八十七条第一項に規定する、福岡 県京築保健福祉環境事務所の管轄区 域及び北九州市

に改める。

第二百二条第一項中「法第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の五」を「法第
四十二条、第四十三条の二」に改め、同条第二項の表中

肢体不自由児施 設	福岡県立粕屋新 光園	庶務課 医療課	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 四丁目二番一号
盲児施設	生明学園		福岡市早良区飯倉五 丁目一五番一号
ろうあ児施設	新開学園		福岡市早良区飯倉五 丁目一五番一号

を

医療型障害児入 所施設	福岡県立粕屋新 光園	庶務課 医療課	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 四丁目二番一号
福祉型障害児入 所施設	生明学園		福岡市早良区飯倉五 丁目一五番一号
	新開学園		福岡市早良区飯倉五 丁目一五番一号

に改め、同

条第三項中「盲児施設及びろうあ児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。
第百六十四条第一号ロ(1)中(イ)を(ス)とし、(カ)から(コ)までを(ク)から(シ)までとし、(オ)の次に
次のように加える。

- (カ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務のうち、生
活環境及び農林水産業に係る被害の防止並びに狩猟に関する事
- (キ) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

の施行に関すること。

第百六十四条第一項第一号ハ(1)(2)中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」の下に「(平成十八年法律第八十八号)」を加え、同号ハ(2)中(サ)を削り、(ネ)を(ヌ)とし、(シ)から(ヌ)までを(サ)から(ニ)までとし、同号ハ(3)(ニ)中「農林漁業金融公庫」を「日本政策金融公庫」に改め、同号ホ(3)(ア)中「糟屋郡」を「古賀市」に改め、「防災事業」の下に「及び災害に強いため池等整備事業」を加え、同条第二項第一号へ(1)中「かんがい排水事業、農道整備事業、水環境整備事業、ほ場整備事業、中山間総合整備事業及び土地改良総合整備事業並びに小郡市及び三井郡」を「経営体育成基盤整備事業、水環境整備事業及び朝倉市」に改め、同条第三項第三号イ(1)中「ニ」の下に「及び同号ホ(1)(ウ)」を加え、同条第四項第一号ホ(2)(ア)中「ほ場整備事業」の下に「農村総合整備事業」を加え、同条第五項第一号ホ(2)(ア)中「農業水利施設保全対策事業及び公害防除特別土地改良事業」を「筑後市、大川市及び大木町の区域の農村総合整備事業」に改め、同号ホ(3)(ア)中「のうち、」の下に「柳川市及びみやま市の区域の」を加え、同号へ(1)(ア)中「ため池等整備事業に関するもので他係に属しない」を「湛水防除事業、農業用河川工作物の応急対策に係るため池等整備事業及び農業水利施設保全対策事業に関する」に改め、同号へ(2)(ア)中「湛水防除事業及び農業用河川工作物の応急対策に係るため池等整備事業」を「ため池等整備事業に関するもので他係に属しないこと及び公害防除特別土地改良事業」に改める。

第四章第五節第二款を次のように改める。

第二款 農業総合試験場

(名称、内部組織及び位置)

第百六十五条 公の施設条例第七十一条の規定により設置された農業総合試験場の名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	福岡県農業総合試験場	内部組織	筑紫野市大字吉木五八七番地
位置			

知的財産活用課 バイオテクノロジー課 食品流通部 土壌・環境部 病害虫部 農産部 野菜部 花き部 果樹部 家畜部 畜産環境部	
----------------------------------------------------------------------------------------------	--

2 公の施設条例第七十一条第三項の規定に基づき、農業総合試験場の分場を設置する。

3 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福岡県農業総合試験場 豊前分場	行橋市西泉二丁目四番一号
福岡県農業総合試験場 筑後分場	三漕郡大木町大字八町牟田一〇〇三
福岡県農業総合試験場 八女分場	八女市黒木町本分三二六六番地一
福岡県農業総合試験場 果樹苗木分場	久留米市田主丸町石垣二六の三

(役付職員)

第百六十六条 福岡県農業総合試験場に場長及び副場長を、同場の各部に部長を、管理部及び研究企画部の各課に課長を、農業総合試験場の分場に分場長及び次長を置く。

2 前項に規定するもののほか、福岡県農業総合試験場の各部(管理部を除く。)及び農業総合試験場の分場に専門研究員及び研究員を置く。

(所掌事務)

第百六十七条 福岡県農業総合試験場の内部組織の所掌事務及び農業総合試験場の分場ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 福岡県農業総合試験場

イ 管理部

(1) 総務課

- (ア) 庶務に関すること。
- (イ) 財務会計に関するもののうち、公有財産の管理及び処分に関すること（病虫害防除所に係るものを含む。）。

(2) 会計課

- (ア) 財務会計に関するもののうち、他課に属しないこと（病虫害防除所に係るものを含む。）。

ロ 研究企画部

(1) 企画課

- (ア) 農業に係る試験研究の総合企画、調整に関すること。
 - (イ) 研究職員の研修に関すること。
- (2) 知的財産活用課
- (ア) 農業に係る知的財産権の取得の促進、保護及び活用に関すること。
 - (イ) 農業に係る試験研究の成果の活用及び管理に関すること。
 - (ウ) 農業経営及び農業経済の調査研究に関すること。
 - (エ) 農業技術に係る情報等の管理に関すること。

(3) バイオテクノロジー課

- (ア) 農作物のバイオテクノロジーの試験研究に関すること。

ハ 食品流通部

- (1) 農産物の利用加工技術の試験研究に関すること。
 - (2) 農産物の流通技術の試験研究に関すること。
- ニ 土壌・環境部
- (1) 土壌機能増進の試験研究に関すること。
 - (2) 土壌環境保全の試験研究に関すること。
 - (3) 農業用水及び残留農薬の試験研究に関すること。
 - (4) 土壌、肥料等の分析鑑定に関すること。

ホ 病害虫部

- (1) 農作物の病害虫の試験研究に関すること。
 - (2) 農作物の病害虫の発生予察手法の開発に関すること。
- へ 農産部
- (1) 稲及び麦類の育成及び品種の試験研究に関すること。
 - (2) 普通作物の栽培及び品質の試験研究に関すること。
 - (3) 普通作物の原々種の育成及び配布に関すること。

ト 野菜部

- (1) 野菜の育成、品種及び栽培の試験研究に関すること（野菜等栽培施設の環境制御及び機械化技術に係るものを含む。）。
- (2) 野菜の原々種の育成及び配布に関すること。

チ 花き部

- (1) 花きの育成、品種及び栽培の試験研究に関すること。
- (2) 花きの原々種の育成及び配布に関すること。

リ 果樹部

- (1) 果樹の育成、品種及び栽培の試験研究に関すること。
- (2) 果樹母樹の育成及び配布に関すること。

ヌ 家畜部

- (1) 畜産関係のバイオテクノロジーの試験研究に関すること。
- (2) 家畜及び家さんの改良、繁殖及び飼養管理の試験研究に関すること。
- (3) 種豚の育成、配布及び能力検定に関すること。
- (4) 種鶏、種雛及び種卵の配布及び能力検定に関すること。

ル 畜産環境部

- (1) 畜産の環境保全及び家畜の衛生の試験研究に関すること。
- (2) 飼料及び飼料作物の試験研究に関すること。
- (3) 飼料の分析鑑定に関すること。

二 福岡県農業総合試験場豊前分場

- イ 普通作物及び野菜の品種及び栽培の試験研究に関すること。
- ロ 果樹の育成、品種及び栽培の試験研究に関すること。
- ハ 普通作物の原種の増殖及び配布に関すること。

二 庶務に関すること。
 ホ 財務会計に関すること。

三 福岡県農業総合試験場筑後分場
 イ 普通作物、野菜及びい草の品種及び栽培の試験研究に関すること。
 ロ 普通作物の原種及びい草の原苗の増殖及び配布に関すること。
 ハ い草の加工及び品質の試験研究に関すること。
 ニ 庶務に関すること。
 ホ 財務会計に関すること。

四 福岡県農業総合試験場八女分場
 イ 茶樹の品種及び栽培の試験研究に関すること。
 ロ 茶樹の病害虫の試験研究に関すること。
 ハ 茶の製造及び品質の試験研究に関すること。
 ニ 中山間地適作物の選定及び栽培の試験研究に関すること。
 ホ 庶務に関すること。
 ヘ 財務会計に関すること。

五 福岡県農業総合試験場果樹苗木分場
 イ 果樹苗木及び花木の育種、品種及び栽培の試験研究に関すること。
 ロ 果樹苗木及び花木の無毒化の試験研究に関すること。
 ハ 無毒化果樹母樹の育成及び配布に関すること。
 ニ 果樹母樹のウイルス検査に関すること。
 ホ 庶務に関すること。
 ヘ 財務会計に関すること。

第四章第五節第四款を次のように改める。
 第四款 農業大学校
 (名称、内部組織及び位置)
第七十一条 公の施設条例第六十六条の規定により設置された農業大学校の名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称

内部組織

位置

福岡県農業大学校	総務課 教務部	筑紫野市大字吉木七六七番地
----------	------------	---------------

(役付職員)

第七十二条 農業大学校に校長及び副校長を、同校の部に部長、教授、助教授及び講師を、同校の課に課長を置く。

(所掌事務)

第七十三条 農業大学校の部及び課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 総務課

イ 庶務に関すること。
 ロ 財務会計に関すること。

二 教務部

- イ 農業者等の養成に関すること。
- ロ 学科課程及び授業時間に関すること。
- ハ 学生の募集並びに入学及び退学に関すること。
- ニ 学生の成績評価及び学籍に関すること。
- ホ 学生の自治、風紀その他補導に関すること。
- ヘ 学生の生活指導に関すること。
- ト 学生の保健衛生その他福利厚生に関すること。
- チ 研修科の研修課程及び研修に関すること。
- リ 研修科の募集並びに受講及び受講の取消しに関すること。
- ヌ 寄宿舎の運営に関すること。

第百八十二条第四号ロ(1)及び同条第五号ロ(1)中「対策事業」の下に「及び災害に強いため池等整備事業(農業用排水路(クリーク)整備事業に限る。)」を加える。

第二百三十三条第十五項中「及び緊急連絡管建設事業室」を削る。

第二百四十条第二項の表中福岡県伊良原ダム建設事務所の中

「工務課

工務第一係 を

工務第二係 「

「工務課

工務第一係

工務第二係

工務第三係 「

に改める。

第二百六十条の二の二中「農業高等学校の各課、病虫害防除所の各課及び各支所、農業総合試験場管理部」を「農業総合試験場管理部、病虫害防除所の各課及び各支所、農業高等学校」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六十五条第一項第一号の表中福岡県障害者施策審議会の項の改正規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号に規定する政令で定める日から施行する。

(福岡県森林法施行細則の一部改正)

2 福岡県森林法施行細則（平成十二年福岡県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号中「森茅和吟鑑」を「三森茅和吟鑑」に改める。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十一号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中

「福岡県病虫害防除所筑後支所

福岡県病虫害防除所行橋支所

福岡県農業総合試験場豊前分場

福岡県農業総合試験場筑後分場

福岡県農業総合試験場八女分場

福岡県農業総合試験場果樹苗木分場

「福岡県農業総合試験場豊前分場

を

福岡県農業総合試験場筑後分場

福岡県農業総合試験場八女分場

福岡県農業総合試験場果樹苗木分場

福岡県病虫害防除所筑後支所

福岡県病虫害防除所行橋支所

第十八条の次に次の一条を加える。

(公文書館長委任事項)

第十八条の二 福岡県立公文書館長に、次に掲げる事務を委任する。

一 福岡県立公文書館の管理及び運営に関する事務

この号中福岡県立公文書館条例（平成二十四年福岡県条例第三号）を「条例」という。

イ 条例第三条第三項の規定に基づき、特定歴史公文書について、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存すること（財務規則に規定する財務会計に関する事務を除く。）。

ロ 条例第三条第五項の規定に基づき、目録を作成し、公表すること。

第二十条第四項第三号ル(2)中「第二十四条第七号及び第八号」を「第二十四条第八号及び第九号」に改め、同号ル(3)中「第二十四条第九号及び第十号」を「第二十四条第十号及び第十二号」に改め、同号ル(4)中「第二十四条第十号（施行規則第二十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に限る。）及び第十二号」を「第二十四条第十一号（施行規則第二十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に限る。）及び第十三号」に改め、同号中キを削り、ウをキとし、ネからムまでをナからウまでとし、ツの次に次のように加える。

ネ 法第四十六の四第六項の規定に基づき、特別代理人を選任すること。

第二十条第五項第四号ヲ中「及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号。以下この号において「改正省令」という。）附則第四十二条」を削り、同号中ワを削り、カをワとし、同条第七項中「及び久留米市」を削り、同項第一号中「施行に関する事務」の下に「（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するも

のとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下この号中「旧法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設に関する事務を含む。）を加え、同号リからルまでの規定中「法」を「旧法」に改め、同条第九項第二号イ中「訓練」に関して計画を樹立し、これ」を「訓練」に改め、同条第十二項中「及び久留米市の区域における第九号に掲げる事務」を削り、同条第十四項第二号イ及びロ中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号ハ中「第五条第四号から第八号」を「第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号」に改め、同号ニ中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号リ中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、同条第十七項第一号イ中「第三十四条第一項」を「第三十四条」に改め、「ゆう出させる」を「湧出させる」に、「ゆう出量」を「湧出量」に改め、同項第三号イ中「次に掲げるものの許可を行うこと」を「傷病その他の理由により、緊急に保護を要するものの捕獲又は採取を行うこと」を、保健福祉環境事務所の職員に許可すること」に改め、同号イ(1)から(5)までを削り、同号ロ中「及び第八項」及び「前号の許可に係る」を削り、「及び従事者証」を「イに規定する許可に係るものに限る。」に改め、同号ハ及びニ中「又は従事者証」を削り、同号ヘからナまでを削り、ラをへとし、ムを削り、ウをトとし、キからマまでを削る。

第二十四条中「第一号ソ、ツ及びコ」を「第一号ム、ウ及びサ」に改め、同条第一号中スをニとし、フからセまでをアからハまでとし、ヤからケまでを削り、同号ク中「第五十七条の四」を「第五十七条の四第二項」に改め、同号クを同号テとし、同号オ中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の三第二項」に改め、同号中オをエとし、ノをコとし、コの前に次のように加える。

フ 法第四十七条第五項の規定に基づき、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親からの報告を受けること。

第二十四条第一号中キをケとし、ウをマとし、マの前に次のように加える。

ヤ 法第三十三条第五項の規定に基づき、児童の親権者等の意に反して、引き続き同条第一項第一号及び第二号の規定による一時保護を行う場合等に、福岡県社会福祉審議会の意見を聴くこと。

第二十四条第一号ム中「同条第一項又は第二項」を「同条第二項」に改め、同号中ム

をクとし、ラをオとし、ソからナまでをムからノまでとし、同号レ中「法第二十八条第二項」の下に「ただし書」を加え、同号中レをラとし、タをナとし、ルからヨまでをタからネまでとし、同号ヌ中「法第四十三条の三又は法第四十三条の四に規定する児童を、国立高度専門医療センター等」を「肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を指定医療機関」に改め、同号ヌを同号ヨとし、同号ヨの前に次のように加える。

ヲ 法第二十五条の七第一項及び第二項の規定に基づき、児童自立生活援助の実施が適当であると認められる児童の報告を受けること。

ワ 法第二十五条の八の規定に基づき、児童自立生活援助の実施が適当であると認められる児童及び児童自立生活援助の実施が適当であると認められる児童の報告を受けること。

カ 法第二十六条第一項の規定に基づき、法第二十七条の措置を要すると認められる児童及び児童自立生活援助の実施が適当であると認められる児童の報告を受けること。

第二十四条第一号中リをルとし、同号チ中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、「（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）」を削り、同号チを同号ヌとし、同号ト中「指定知的障害児入所施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、「（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）」を削り、同号トを同号リとし、同号ヘ中「障害児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、「（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）」を削り、同号ヘを同号チとし、同号ホ中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、「（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）」を削り、同号ホを同号トとし、同号ニ中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、「（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）」を削り、同号ニを同号ヘとし

、同号ハ中「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、「（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）」を削り、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「障害の種類等」を「心身の状態等」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、「（法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）」を削り、同号ロを同号ニとし、同号イ中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、「（法第六十三条の三の二第三項において

適用する場合を含む。）」を削り、同号イ中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、「（法第六十三条の三の二第三項において

て適用する場合を含む。」を削り、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ 法第十一条第一項の規定に基づき、里親にその相談に応じ必要な援助を行うこと。

ロ 法第二十一条の五の二十第二項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整及び指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うこと（法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）。

第二十七条第一号イ(4)中「第五条第十九項」を「第五条第二十四項」に改める。

第四十一条第一号中タを削り、レをタとし、ゾからママまでをレからヤとする。

第五十条第二項第一号を次のように改める。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号中「法」という。）の施行に關する事務のうち、森林計画及び保安林等に關すること。

この号中森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）を「施行規則」という。

イ 法第三十四条第一項、第二項及び第六項の規定に基づき、保安林において立木の伐採、竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更を許可すること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

ロ 法第三十四条第八項及び第九項の規定に基づき、伐採許可に係る立木の伐採届出及び緊急の用に供する必要がある場合の立木の伐採その他の行為の届出書を受領すること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

ハ 法第三十四条第十項の規定に基づき、同条第八項又は第九項の規定による届出があつた旨を、当該立木の所在地の属する市町村の長に通知すること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

ニ 法第三十四条の二第一項の規定に基づき、保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採をしようとする者が提出する択伐の届出書を受領すること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

ホ 法第三十四条の二第二項の規定に基づき、同条第一項の届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に關する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるとき、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

ヘ 法第三十四条の二第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により択伐の届出書が提出された場合において、当該択伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知すること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

ト 法第三十四条の三第一項の規定に基づき、保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者が提出する間伐の届出書を受領すること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

チ 法第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第二項の規定に基づき、同条第一項の届出書に記載された間伐立木材積又は間伐方法に關する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるとき、当該届出書を提出した者に対し、その間伐の計画を変更すべき旨を命じること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

リ 法第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第四項の規定に基づき、同条第一項の規定により間伐の届出書が提出された場合において、当該間伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知すること（法第四十四条において準用する場合を含む。）。

ヌ 法第三十九条の二第二項の規定に基づき、保安林台帳の閲覧をさせること（法第四十六条の二第二項において準用する場合を含む。）。

ル 法第五十条第一項の規定に基づき、森林から木材等を搬出する者又は林道その他の施設をする者に対し、他人の土地の使用権設定（営林に係るものを除く。）に關する認可をすること（法第六十五条及び法第六十六条において準用する場合を含む。）。

ヲ 法第五十条第二項の規定に基づき、使用権設定に關する認可の申請があつたとき、その土地の所有者及び関係人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行うこと（法第六十五条及び法第六十六条において準用する場合を含む。）。

ワ 法第五十条第三項の規定に基づき、アの意見の聴取をしようとするとき、事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知し、公示すること。

カ 法第五十条第五項の規定に基づき、使用権設定に関する認可をしたとき、その旨をその土地の所有者及び関係人に通知し、市町村の事務所に掲示すること（法第六十五条及び法第六十六条において準用する場合を含む。）。

コ 法第五十七条の規定に基づき、使用権設定に関する協議及び土地の収用に関する協議において定められた事項の届出を受領すること（法第六十五条及び法第六十六条において準用する場合を含む。）。

ク 法第五十八条第五項の規定に基づき、土地の所有者又は関係人に対し、使用権設定に関する認可の通知後土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置の承認をすること（法第六十五条及び法第六十六条において準用する場合を含む。）。

ク レ 法第六十六条の規定に基づき、森林から水流によつて木竹材を搬出し又は搬出する設備を設ける者に対し、他人の工作物の使用、移動、改造又は除却の認可をすること。

ク ソ 法第八十八条第一項及び第三項の規定に基づき、森林所有者等から施業の状況に関する報告を徴し、所属職員に他人の森林に立ち入つて測量若しくは実地調査をさせ、標識を設置させ、又は支障となる立木竹を伐採させること。

ク ツ 法第八十八条第二項の規定に基づき、委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせること。

ク ネ 施行規則第二十二條の八第一項第十号の規定に基づき、国有林を管理する国の機関からの保安林における立木の伐採に係る協議に応ずること。

ク ナ 施行規則第二十二條の十一第一項第五号の規定に基づき、国有林を管理する国の機関からの保安林における立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更に係る協議に応ずること。

ク ラ 施行規則第二十二條の十一第二項の規定に基づき、同条第一項第三号及び第四号の規定による届出書を受領すること。

ク ム 直接保安林に指定する必要があるとき、保安林指定資料を作成し、知事に提出

すること。

第五十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える

4 農林事務所に、次に掲げる農林水産部水田農業振興課関係の事務を委任する。

一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第四十九条第一項及び第三項の規定に基づき、通知又は公示して、所属職員に他人の土地又は工作物に立ち入つて調査させ、測量させ、又は竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること。

ロ 法第五十条の規定に基づき、土地の状況等に関し、農業委員会から必要な報告を徴すること。

ハ 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の法第七十一条の規定に基づき、土地等の売渡し後の状況の検査をすること。

第五十条第五項中「次に」を「次の各号に」に改め、「ただし、次条に規定するものを除く。」を削り、同項第一号中「作成すること。」の下に「ただし、次条に規定するものを除く。」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第七条第一項の規定に基づき、地力増進地域の農業者等に対し、地力の増進を図るために必要な助言及び指導を行うこと。

第五十条第六項に次の一号を加える。

五 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則を「施行規則」という。

イ 法第九条第一項に規定する鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可のうち、次に掲げるものの許可を行うこと。

(1) 有害鳥獣捕獲の目的（生態系に係る被害の防止の目的を除く。）で狩猟鳥獣

、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース若しくはノヤギ及び狩猟鳥獣である鳥類のひなの捕獲等又はカルガモ、キジバト、カワラバト（ドバト）、スズメ、ハシボソガラス若しくはハシブトガラスの卵の採取等を行う場合又は飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等を行う場合で、その区域が二以上の市町村にわたるもの

(2) 有害鳥獣捕獲の目的でチュウサギの捕獲等を行うこと。

(3) 特定鳥獣保護管理計画に定める特定鳥獣の数の調整の目的で、特定鳥獣の捕獲等又は卵の採取等を行うこと。

ロ 法第九条第七項及び第八項の規定に基づき、許可証及び従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）を交付すること。

ハ 法第九条第九項の規定に基づき、許可証又は従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）を再交付すること。

ニ 法第九条第十一項の規定に基づき、許可証又は従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）の返納を受けること。

ホ 法第九条第十三項の規定に基づき、同条第一項の許可（イに規定する許可に限る。）を受けた者から捕獲等又は採取等の結果の報告を受けること。

ヘ 法第四十六条第一項の規定に基づき、狩猟免状の記載事項の変更の届出を受領すること。

ト 法第四十六条第二項の規定に基づき、狩猟免状を再交付すること。

チ 法第五十四条の規定に基づき、狩猟免状の返納を受けること。

リ 法第六十一条第四項の規定に基づき、狩猟者登録証（他県からの入猟者に係るものを除く。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

ヌ 法第六十一条第五項の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）を再交付すること。

ル 法第六十三条の規定に基づき、登録（他県からの入猟者に係るものを除く。）の抹消を行うこと。

ヲ 法第六十四条の規定に基づき、狩猟者登録（他県からの入猟者に係るものを除

く。）の取消し等を行うこと。

ワ 法第六十五条の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）の返納を受けること。

カ 法第六十六条の規定に基づき、狩猟者登録（他県からの入猟者に係るものを除く。）を受けた者から狩猟の結果の報告を受けること。

ヨ 法第七十九条第二項の規定に基づき、市町村に対し必要な指示をすること（イに規定する許可に限る。）。

タ 施行規則第七条第十一項の規定に基づき、許可証（イに規定する許可に係るものに限る。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

レ 施行規則第七条第十二項の規定に基づき、従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）の記載事項の変更の届出を受領すること。

ソ 施行規則第七条第十三項の規定に基づき、許可証（イに規定する許可に係るものに限る。）の亡失の届出を受領すること。

ツ 施行規則第七条第十四項の規定に基づき、従事者証（イに規定する許可に係るものに限る。）の亡失の届出を受領すること。

ネ 施行規則第四十九条の規定に基づき、住所変更等の届出を受けたとき、当該届出者の旧住所を管轄する都道府県知事にその旨を通知すること。

ナ 施行規則第五十条の規定に基づき、狩猟免状の亡失の届出を受領すること。

ラ 施行規則第六十五条第十項の規定に基づき、狩猟者登録証又は狩猟者記章（他県からの入猟者に係るものを除く。）の亡失の届出を受領すること。

第五十条第七項中「農村整備課」を「農村森林整備課」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「農地及び農業用施設」を「農地、農業用施設及び林野」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 法第二十二条の規定に基づき、地すべり防止施設の管理者に報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして当該地すべり防止施設に立入検査をさせること（林野に係るものに限る。）。

第五十条第七項第二号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 森林法の施行に関する事務のうち、保安施設地区に関すること。

イ 保安施設地区指定を表示する標識を設置すること。

ロ 保安施設地区指定期間を延長する必要があるとき、事業計画書を添え、知事に申請すること。

第五十条第七項に次の一号を加える。

五 治山事業及び保安施設事業に関する事務

イ 保安施設事業の施行予定箇所及び保安施設地区調書を作成すること。

ロ 保安施設事業の廃止を行うこと。

第五十条第八項第一号中「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を削り、第三号の次に次の一号を加える。

四 県営林の経営及び管理に関する事務

この号中福岡県営林規則(昭和三十九年福岡県規則第三十五号)を「規則」、福岡県営林極印規程(昭和三十九年五月福岡県訓令第十七号)を「極印規程」、福岡県営林看守人服務規程(昭和三十五年八月福岡県訓令第四十一号)を「服務規程」、福岡県営林経営規程(昭和三十五年六月福岡県訓令第二十三号)を「経営規程」という。

イ 規則第九条及び第十条の規定に基づき、産物売払契約を締結し、産物の売払いを行うこと(公売の公告並びに立木により売払う場合における契約方法の決定、指名競争入札参加者の指名、随意契約者の指名及び予定価格の決定を除く)。

ロ 規則第十二条第一項の規定に基づき、売払代金の延納を認めること。

ハ 規則第十三条第一項の規定に基づき、延滞金を徴収すること。

ニ 規則第十四条の規定に基づき、契約保証金又はこれに代わる担保を還付し、又は売買代金に充当すること。

ホ 極印規程第三条第一項の規定に基づき、極印を保管すること。

ヘ 極印規程第八条の規定に基づき、極印事故報告書を農林水産部長に提出すること。

ト 服務規程第三条第一項の規定に基づき、県営林の看守人を指揮監督すること。
チ 服務規程第三条第三項の規定に基づき、県営林の災害等の事故報告を受領すること。

リ 服務規程第五条の規定に基づき、県営林の看守人の服務実績報告を受領すること。

ヌ 経営規程第十八条の規定に基づき、県営林の経営区別計画について意見を述べること。

ル 経営規程第二十三条第二項の規定に基づき、年次計画の作成について意見を述べること。

ヲ 経営規程第二十六条第一項の規定に基づき、予定簿を作成し、農林水産部長の承認を受けること。

ワ 経営規程第三十三条の規定に基づき、予定簿の変更又は追加の承認を受けること。

カ 県営林の境界標、土塚及び制札等を設置すること。

ヨ 県営林地に火入れをしようとするとき、関係市町村長、消防署及び周囲一キロメートル以内にある立木地の所有者等に通知すること。

タ 県行造林の土地所有者から契約の変更又は解除の申請書を受領し、実情を調査して意見を付し、農林水産部長に進達すること。

レ 県営林の看守人の配置について、農林水産部長に意見を述べること。

ソ 県営林産物の売買契約の変更又は解除について、農林水産部長と協議すること。

ツ 県営林産物搬出期限の延期の承認を行い、延期承認書の交付をすること。

ネ 天災その他真にやむを得ないと認めるとき、搬出延期料の免除を行うこと。

ナ 県営林産物の搬出完了届を受領し、その跡地を検査すること。

ラ 跡地検査の結果、期間を定めて必要な措置を命じ、その履行の確認を行うこと。

ム 搬出未済物件の処理について、農林水産部長の指示を受けること。

ウ 県営林産物の売買物件の伐採加工及び搬出施設の設置の承認をすること。

キ 県営林産物の補償に伴う諸収入を行うこと。

ノ 県営林の普通林を伐採しようとするとき、森林法第十条の規定に基づく伐採届出書を提出すること。

オ 県営林の保安林及び保安施設地区において立木竹を伐採し、立木を損傷し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為を行うとき、森林法第三十四条第一項及び第二項の規定に基づく許可を

受けること。

ク 県営林の保安林を森林法第三十四条第一項の規定による許可を受けて伐採したとき、同条第八項の規定に基づく届出をすること（同法第四十四条において準用する同法第三十四条第八項の規定に基づく届出をする場合を含む。）。

ヤ 県営林の保安林において森林法第三十四条第一項第四号及び第二項第四号に掲げる場合に、立木竹を伐採し、立木を損傷し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為を行ったとき、同条第九項の規定に基づく届出をすること（同法第四十四条において準用する同法第三十四条第九項の規定に基づく届出をする場合を含む。）。

マ 県営林の普通母樹又は普通母樹林を伐採しようとするとき、林業種苗法第七条第三項の規定に基づく伐採届出書を提出すること。

ケ 主伐後の跡地について再び造林契約をしようとするとき、主伐着手前に土地所有者と協議し、覚書を作成し、その写しを農林水産部長に提出すること。

第五十条第九項を削り、同条第十項第一号二中「企画振興部長」を「企画・地域振興部長」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「総務部消防防災課」を「総務部防災危機管理局防災企画課」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十一条を次のように改める。

（農業総合試験場長委任事項）

第五十一条 福岡県農業総合試験場長に、次に掲げる事務を委任する。

一 福岡県農業総合試験場の管理及び運営に関する事務

この号中福岡県土壤、肥料等分析並びに手数料条例（昭和二十三年福岡県条例第五十七号）を「土壤等分析条例」、福岡県農業総合試験場種苗等配布規程（昭和五十六年六月福岡県告示第八百二十八号）を「配布規程」、福岡県豚産肉能力検定実施規程（昭和五十六年六月福岡県告示第八百二十九号）を「豚検定規程」、福岡県鶏経済能力検定規程（昭和五十六年六月福岡県告示第八百三十号）を「鶏検定規程」という。

イ 土壤等分析条例第五条の規定に基づき、土壤、肥料等の分析の依頼に応じないこと。

ロ 公の施設条例第七十二条の規定に基づき、種苗、種畜及び種鶏等を県内の適当

と認める者に配布すること。

ハ 配布規程第四条の規定に基づき、配布する種苗等の価格を定めること。

ニ 配布規程第八条第一項ただし書の規定に基づき、代金の納入期限の延長等を承認すること。

ホ 配布規程第八条第二項の規定に基づき、種苗等の配布の決定を取り消し、その旨を申請者に通知すること。

ヘ 配布規程第十一条の規定に基づき、種畜の配布を受けた者から繁殖成績報告書を受領すること。

ト 公の施設条例第七十三条の規定に基づき、養豚者のうち適当と認める者の豚の産肉能力の検査を行うこと。

チ 豚検定規程第九条の規定に基づき、検定を中止すること。

リ 豚検定規程第十条の規定に基づき、検定成績証明書を交付すること。

ヌ 豚検定規程第十一条の規定に基づき、検定を終了した豚の検定成績を公表すること。

ル 公の施設条例第七十四条の規定に基づき、養鶏振興法第七条に規定する登録ふ化業者のうち適当と認めた者の鶏の経済能力の検定を行うこと。

ヲ 鶏検定規程第六条の規定に基づき、検定の期間を定めること。

ワ 鶏検定規程第十条の規定に基づき、検定を中止すること。

カ 鶏検定規程第十一条の規定に基づき、検定終了後、その成績を公表すること。

ヨ 試験場の事業計画を定めること。

タ 試験研究に関する設計及び試験成績の公表をすること。

第五十五条の二を次のように改める。
（農業大学校長委任事項）
第五十五条の二 福岡県農業大学校長に、次に掲げる事務を委任する。

一 福岡県農業大学の管理及び運営に関する事務

この号中福岡県農業大学校学則（昭和五十五年三月福岡県告示第四百八十一号）を「学則」という。

イ 公の施設条例第六十九条の規定に基づき、退学させること。

ロ 学則第五条第二項の規定に基づき、学期を定めること。

ハ 学則第六条の規定に基づき、休業日を変更し、又は臨時休業をすること。
 ニ 学則第七条の規定に基づき、授業科目及び単位数を定めること。
 ホ 学則第十一条第一項の規定に基づき、入学試験を行い、その結果に基づき合否を判定し、及び筆記試験を免除すること。

ヘ 学則第十一条第二項の規定に基づき、学生の募集に関し公告すること。
 ト 学則第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、住民票抄本等、誓約書又は変更の届出を受理すること。

チ 学則第十三条の規定に基づき、休学願又は退学願を受理し、休学又は退学を許可すること。

リ 学則第十四条の規定に基づき、復学願を受理し、復学を許可すること。

ヌ 学則第十五条の規定に基づき、卒業の認定を行うこと。

ル 学則第十六条の規定に基づき、卒業証書を授与すること。

ヲ 学則第十七条の規定に基づき、表彰すること。

ワ 学則第十八条第一項の規定に基づき、懲戒すること。

カ 学則第二十条の規定に基づき、健康診断を実施すること。

ヨ 学則第二十一条の規定に基づき、学生証を発行すること。

タ 学則第二十二條の規定に基づき、研修を実施すること。

レ 学則第二十三條の規定に基づき、研修期間を定めること。

ソ 学則第二十四條の規定に基づき、研修科の受講資格を定めること。

ツ 学則第二十五條の規定に基づき、研修科の運営について定めること。

ネ 学則第二十六條の規定に基づき、学生寮の管理運営について定めること。

ナ 学則第二十七條の規定に基づき、学則の施行に関して必要な事項を定めること。

第六十五条の二中「農村整備課」を「農村森林整備課」に改める。

第六十六条第三号中「（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を削る。

第七十条第九項第二号中「大濠公園能楽堂」の下に「及び旧福岡県公会堂貴賓館」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二十条第五項第四号及び同条第十四項第二号の改正規定は、平成二十四年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に福岡県事務委任規則の規定により委任を受けた者（以下「旧受任者」という。）のした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行の際現に旧受任者に対して行っている申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）で、施行日以後において改正後の福岡県事務委任規則の規定により委任を受けた者（以下「新受任者」という。）が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新受任者がした処分その他の行為又は新受任者に対して行っている申請等とみなす。

3 施行日前に旧受任者のした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は申請等で、施行日以後において知事が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、知事がした処分その他の行為又は知事に対して行っている申請等とみなす。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十二号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の二 出先機関の表中

1	所長	上司の命を受け、当該出先機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	場長	
3	校長	
4	園長	

を

5	副所長	当該出先機関の長を補佐し、当該出先機関の長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
6	次長	
7	副場長	
8	副校長	
9	副園長	

1	所長	上司の命を受け、当該出先機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2	場長	
3	校長	当該出先機関の長を補佐し、当該出先機関の長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
4	園長	
4の2	館長	
5	副所長	当該出先機関の長を補佐し、当該出先機関の長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
6	次長	
7	副場長	
8	副校長	
9	副園長	副館長
9の2	副館長	

に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十三号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年福岡県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の項下欄中ヲを削り、同項下欄ル中「第五項」を「第八項」に改め、同ルを同項下欄ヲとし、同項下欄中ヌをルとし、同項下欄リ中「（北九州市、福岡市及び久留米市にあっては、当該市内に事務所並びにすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を有する医療法人（以下この項において「市所管法人」という。）を除く。以下ヌ、ヲ、

ソ、ツ及びケからエまでにおいて同じ。）を削り、同リを同項下欄ヌとし、同項下欄チ中「第四十六条の四第三項」を「第四十六条の四第七項」に改め、同チを同項下欄リとし、同リの前に次のように加える。

チ 法第四十六の四第六項に規定する医療法人（北九州市、福岡市及び久留米市にあっては、当該市内に事務所並びに全ての病院、診療所及び介護老人保健施設を有する医療法人（以下この項において「市所管法人」という。）を除く。以下ヌ、ル、ソ、ツ及びケからエまでにおいて同じ。）の特別代理人の選任の申請に係る書類

別表五の項下欄ワ中「第六十八条において準用する民法第七十七条第二項に規定する清算人の登記」を「第五十六条の六に規定する清算人」に改め、同項下欄カ中「第六十八条において準用する民法第八十三条」を「第五十六条の十一」に改め、同項下欄ノ中「診療用放射性同位元素」の下に「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を加え、同項下欄オ中「第二十四条第十一号」を「第二十四条第十二号」に改め、「エックス線装置」の下に「及び診療用粒子線照射装置」を加え、同項下欄ク中「書類（」の下に「診療用粒子線照射装置に係るものを除く。」を加え、「診療用放射性同位元素」の下に「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を加え、同項下欄ヤ中「診療用放射性同位元素」の下に「又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」を加える。

別表六の項下欄中ホ及びベを削り、トをホとし、チからワまでをへからルまでとし、カを削り、ヨをヲとする。

別表一一の項下欄ソからナまで及びムの規定中「既存薬種商」を「薬種商販売業」に改め、同項下欄ウ中「及び薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号。以下この項において「改正省令」という。）」を削り、同項下欄マ中「改正省令」を「薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号。以下この項において「改正省令」という。）」に改め、同項下欄中ミを削り、シをミとし、エからヌまでをシからセまでとする。

別表一五の項下欄中イを削り、ロをイとし、ハからヘまでを削り、トをロとし、チをハとする。

別表三一の項を次のように改める。

三一 削除

別表三二の五の項下欄口中「同条第二号」を「同条第二号 同条第五号」に改め、同項下欄ハの次に次のように加える。

二 その他の市（福岡市を除く。） 規則第四条第五号

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表一の一の項の改正規定は、平成二十四年六月一日から施行する。

告示

福岡県告示第六百五十五号

県が管理する港湾施設の概要（昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

三池港(6)荷さばき施設の表移動式荷役機械の項を次のように改める。

施設の種類	名称	位置	荷役能力
移動式荷役機械	タイヤコンテナ式 ジブクレーン	内港北公共岸壁	18個/h (コンテナ) 300 t/h (バラ荷)
	クローラクレーン	内港北公共岸壁	12個/h (コンテナ) 200 t/h (バラ荷)

福岡県告示第六百五十六号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により次のように告示する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加

平成二十四年四月一日から、全国自治宝くじ事務協議会に熊本市を加える。

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「相模原市」の下に、「熊本市」を加える。

第六条中「委員九人」を「委員十人」に改める。

附則

1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第八条第一項の規定により平成二十五年三月三十一日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第八条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

福岡県告示第六百五十七号

西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により次のように告示する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

一 西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加

平成二十四年四月一日から、西日本宝くじ事務協議会に熊本市を加える。

二 西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条中「広島市及び岡山市」を「広島市、岡山市及び熊本市」に改める。

第六条中「二十一人」を「二十二」に改める。

第十七条第二項中「広島県及び岡山県」を「広島県、岡山県及び熊本県」に改め、「岡山市」の下に、「熊本県」にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定

めた割合をもつて熊本県及び熊本市に」を加える。

附則

この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県告示第六百五十八号

収納代理金融機関の指定（平成五年一月福岡県告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

一の表収納代理金融機関名の欄中

「住 友信託銀行

中央三井信託銀行」を「三井住友信託銀行」に改める。

福岡県告示第六百五十九号

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（平成十一年三月福岡県告示第六百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改め、「及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）第二項」を削り、表Aの項中「北九州市長、福岡市長及び久留米市長（以下「知事等」という。

「知事等」を「福岡県知事」に改め、同表備考中「都市計画法（昭和四十四年法律第百号）」の下に「第八条」を、「港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）」の下に「第二条」を加え、「に規定する飛行場」を「第二条に規定する空港等」に改める。

福岡県告示第六百六十号

環境基本法に基づき新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域（平成十四年三月福岡県告示第五百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一

日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改め、表Iの項中「及び第二十五条」を削り、「北九州市長、福岡市長及び久留米市長」を「（市の区域内の地域については、市長。）」に改める。

福岡県告示第六百六十一号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

「全市町村（北九州市、福岡市及び久留米市を除く。）」を「全町村」に、「関係市町村役場」を「関係町村役場」に改める。

次の図面のうち、福岡県内の市に係る部分を削る。

福岡県告示第六百六十二号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

「指定された」を、「福岡県知事が指定する」に、「関係市町村役場」を「関係町村役場」に改める。

別添図面のうち、福岡県内の市に係る部分を削る。

福岡県告示第六百六十三号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号）の一部を次のように改正し、平

成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

「により指定された地域」を「に基づき、福岡県知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）」に改め、第二号中「第四種区域」を「指定地域のうち、第四種区域」に、「区域」のうちを「区域」であつて」に改め、「関係市町村役場」を「関係市町村役場」に改める。

別添図面のうち、福岡県内の市に係る部分を削る。

福岡県告示第六百六十四号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表備考の区域（平成十二年三月福岡県告示第五百八十六号の四）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

表aの項中「基づき」の下に「、福岡県知事が」を加え、同表備考中「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）」の下に「第八条」を、「港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）」の下に「第二条」を加え、「に規定する飛行場」を「第二条に規定する空港等」に改める。

福岡県告示第六百六十五号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

「全市町村（北九州市、福岡市及び久留米市を除く。）」を「全町村」に、「関係市町村役場」を「関係市町村役場」に改める。

次の図面のうち、福岡県内の市に係る部分を削る。

福岡県告示第六百六十六号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

「指定された」を「、福岡県知事が指定する」に、「関係市町村役場」を「関係市町村役場」に改める。

別添図面のうち、福岡県内の市に係る部分を削る。

福岡県告示第六百六十七号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

「により指定された地域」を「に基づき、福岡県知事が指定する地域（以下「指定地域」という。）」に改め、第二号中「前号に規定する区域以外の区域」を「指定地域のうち、第二種区域（別添図面において桃色で着色した区域に限る。）」に改め、「関係市町村役場」を「関係市町村役場」に改める。

別添図面のうち、福岡県内の市に係る部分を削る。

福岡県告示第六百六十八号

振動規制法施行規則別表第二備考1及び2に規定する区域及び時間の区分（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

「指定された」を「、福岡県知事が指定する」に改め、「において」の下に「、福岡

県知事が」を加える。

福岡県告示第六百六十九号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年福岡県告示第四百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

第一号中「関係市役所及び町役場」を「関係町役場」に改め、同号イ中「大牟田市、田川市、柳川市、大川市、小郡市、宗像市、うきは市、宮若市、嘉麻市、糸島市、」を削り、「直方市及び」を「並びに」に改め、「並びに旧黒木町（平成二十二年一月三十一日における八女郡黒木町の区域をいう。）、旧矢部村（平成二十二年一月三十一日における八女郡矢部村の区域をいう。）及び旧星野村（平成二十二年一月三十一日における八女郡星野村の区域をいう。）」の区域」を削り、同号ロ中「直方市及び」を削り、同号ハ中「飯塚市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、みやま市、」を削り、「朝倉市及び」を「並びに」に改め、「並びに旧八女市（平成二十二年一月三十一日における八女市の区域をいう。）及び旧立花町（平成二十二年一月三十一日における八女郡立花町の区域をいう。）」の区域」を削り、同号ニ中「朝倉市及び」を削る。
次の図面のうち、直方市及び朝倉市に係る部分を削る。

福岡県告示第六百七十号

福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農業大学校学則の一部を改正する告示
福岡県農業大学校学則（昭和五十五年三月福岡県告示第四百八十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「別表第一及び別表第二のとおりとする。」を「校長が別に定める。」に改め、同条第二項を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

附則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓令

福岡県訓令第四号

福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県競争入札制度審査会規程の一部を改正する訓令

福岡県競争入札制度審査会規程（昭和四十年六月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。
第七条第二項の表中「農村整備課長」を「森林整備課長」に改め、「森林保全課長」を削る。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県訓令第五号

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
福岡県議会議務局

本 庁
出 先 機 関
福 岡 県 警 察 本 部
福 岡 県 教 育 庁
福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 議 会 事 務 局

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第七条の表知事部局の項中

農業大 学校	校長の決裁 事項	副校長	副校長及び健康管理 監の専決事項	副課長及び健康管理 監の専決事項
	副校長の決 裁事項	副校長	副課長及び健康管理 監の専決事項	
校務部長の 決裁事項	校長が指定する職員	校長が指定する職員	主務係の係長（当該事 務を担当する課長補佐 がいない場合は、課長 が指定する職員）	当該事務を担当する課 長補佐（当該事務を担 当する課長補佐がいな い場合は、主務係の係 長）
校務部長の 決裁事項	校長が指定する職員	校長が指定する職員	主務係の係長（当該事 務を担当する課長補佐 がいない場合は、課長 が指定する職員）	当該事務を担当する課 長補佐（当該事務を担 当する課長補佐がいな い場合は、主務係の係 長）

に、を

水産海 洋技術 センタ ー	所長の決裁 事項	企画管理部の所掌事務 については企画管理部 長、研究部の所掌事務 については研究部長、 研究所の所掌事務につ いては研究所長	森林林 業技術 センタ ー	所長の決裁 事項	主務部の部長	農業総 合試験 場	場長の決裁 事項	副場長
	部長の決裁 事項	主務課の課長		所長の決裁 事項	主務部の部長		副場長の決 裁事項	主務部の部長
研究部長の 決裁事項	主務課の課長（内水面 研究所にあつては次長 ）	主務課の課長（内水面 研究所にあつては次長 ）	分場長の決 裁事項	次長	副長（副長を置かない 課にあつては、場長が 指定する職員）	課長の決裁 事項	主務課の課長（課長を 置かない部にあつては 、場長が指定する職員 ）	主務課の副長（副長を 置かない部及び課にあ つては、場長が指定す る職員）
研究部長の 決裁事項	主務課の課長	主務課の課長	分場長の決 裁事項	次長	副長（副長を置かない 課にあつては、場長が 指定する職員）	課長の決裁 事項	主務課の課長（課長を 置かない部にあつては 、場長が指定する職員 ）	主務課の副長（副長を 置かない部及び課にあ つては、場長が指定す る職員）

を

				農林事務所	
課長の決裁事項	課長の決裁事項	センター長の決裁事項	副所長の決裁事項	所長の決裁事項	課長の決裁事項
課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長又は副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）	課長補佐を置く課にあつては主務係の係長、課長補佐を置かない課にあつては所長が指定する職員	課長補佐を置く課にあつては主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課の課長	普及指導センターの所掌事務についてはセンター長、その他の事務については副所長	所長が指定する職員
課長補佐を置く課にあつては主務係の係長、課長補佐を置かない課にあつては所長が指定する職員	課長補佐を置く課にあつては主務係の係長、課長補佐を置かない課にあつては所長が指定する職員	課長補佐を置く課にあつては主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長	出張所の所掌事務については所長が指定する職員、その他の事務については、課長補佐を置く課にあつては主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長又は主務課の副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課の課長	所長が指定する職員
出張所長の決裁事項	出張所長の決裁事項	出張所長の決裁事項	出張所長の決裁事項	出張所長の決裁事項	出張所長の決裁事項
所長が指定する職員	所長が指定する職員	所長が指定する職員	所長が指定する職員	所長が指定する職員	所長が指定する職員

				農林事務所	
課長の決裁事項	課長の決裁事項	センター長の決裁事項	副所長の決裁事項	所長の決裁事項	課長の決裁事項
課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長又は副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）	課長補佐を置く課にあつては主務係の係長、課長補佐を置かない課にあつては所長が指定する職員	課長補佐を置く課にあつては主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課の課長	普及指導センターの所掌事務についてはセンター長、その他の事務については副所長	所長が指定する職員
課長補佐を置く課にあつては主務係の係長、課長補佐を置かない課にあつては所長が指定する職員	課長補佐を置く課にあつては主務係の係長、課長補佐を置かない課にあつては所長が指定する職員	課長補佐を置く課にあつては主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長	出張所の所掌事務については所長が指定する職員、その他の事務については、課長補佐を置く課にあつては主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長又は主務課の副長（係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員）	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課の課長	所長が指定する職員
出張所長の決裁事項	出張所長の決裁事項	出張所長の決裁事項	出張所長の決裁事項	出張所長の決裁事項	出張所長の決裁事項
副場長	副場長	副場長	副場長	副場長	副場長
所長が指定する職員	所長が指定する職員	所長が指定する職員	所長が指定する職員	所長が指定する職員	所長が指定する職員
主務部の部長	主務部の部長	主務部の部長	主務部の部長	主務部の部長	主務部の部長

課長の決裁事項		部長の決裁事項		所長の決裁事項		教務部長の決裁事項		副校長の決裁事項		校長の決裁事項		分場長の決裁事項		課長の決裁事項		部長の決裁事項		副場長の決裁事項	
所長が指定する職員		主務課の課長		主務部の部長		校長が指定する職員		総務課の所掌事務については総務課長、教務部の所掌事務については教務部長		副校長		次長		副長（副長を置かない課にあつては、場長が指定する職員）		主務課の課長（課長を置かない部にあつては、場長が指定する職員）		主務部の部長	
所長が指定する職員		所長が指定する職員		主務課の課長		校長が指定する職員		総務課の所掌事務については総務課副長（副長を置かないときは校長が指定する職員）、教務部の所掌事務については校長が指定する職員		総務課の所掌事務については総務課長、教務部の所掌事務については教務部長		分場長が指定する職員		場長が指定する職員		主務課の副長（副長を置かない部及び課にあつては、場長が指定する職員）		主務課の課長（課長を置かない部にあつては、場長が指定する職員）	

に、

課長の決裁事項		部長の決裁事項		所長の決裁事項		水産海洋技術センター	
福岡県自動車警ら隊		福岡県警察学校		福岡県警察副校長		企画管理部の所掌事務については企画管理部長、研究部の所掌事務については研究部長、研究所の所掌事務については研究所長	
副隊長		副隊長		副署長		主務課の課長（内水面研究所にあつては次長）	
会計係長		会計係長		会計科長		主務課の課長（内水面研究所にあつては次長）	

を

に、

を

福岡県交通機動隊	副隊長	会計係長
福岡県高速道路交通警察隊	副隊長	会計係長
福岡県機動隊	副隊長	会計係長
福岡県北九州市警察部	次長	機動警察隊長

財務担当所長の決裁事項	福岡県警察交通機動隊	副隊長	会計係長
福岡県警察	副隊長	会計係長	
福岡県警察 高速道路交通警察隊	副隊長	会計係長	
福岡県警察 第一機動隊	副隊長	会計係長	
福岡県警察 第二機動隊	副隊長	会計係長	
北九州市警察部	次長	機動警察隊長	
福岡県警察 学校	副校長	会計科長	
警察署	副署長	会計課長又は警察署長が指定する職員	

表の注2中「総務部次長（消防防災課の所管事項を担当する次長（以下この項において「担当次長」という。）に限る。）」を「総務部防災危機管理局長」に、「及び担当次長」を「及び総務部防災危機管理局長」に、「総務部消防防災課長」を「総務部防災危機管理局防災企画課長」に改める。

に改め、同

第二十一条に次の一号を加える。

十四 福岡県立公文書館条例（平成二十四年福岡県条例第三号。以下この号中「条例」という。）の規定に基づく歴史公文書の取扱いに関する事務

イ 条例第三条第二項の規定に基づき、意見を付すること。

第二十一条の第二項中

「福岡県病害虫防除所筑後支所

福岡県病害虫防除所行橋支所

福岡県農業総合試験場豊前分場

福岡県農業総合試験場筑後分場

福岡県農業総合試験場八女分場

福岡県農業総合試験場果樹苗木分場」

「福岡県農業総合試験場豊前分場

福岡県農業総合試験場筑後分場

福岡県農業総合試験場八女分場

福岡県農業総合試験場果樹苗木分場

福岡県病害虫防除所筑後支所

福岡県病害虫防除所行橋支所

第二十一条の七を削り、第二十一条の八を第二十一条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（農業大学校教務部長専決事項）

第二十一条の八 農業大学校の教務部長に、次に掲げる事務を専決させることとする。

一 教務部長

イ 委任規則第十一条第一号から第四号までに規定する事務（同条第二号に規定する事務にあつては所属職員の事務分担の決定に係るもの、同条第三号及び第四号に規定する事務にあつては所属職員に係るものに限る。）

ロ 第二十一条第三号ハからトまで、第四号及び第十一号に規定する事務（同条第三号及び第四号に規定する事務にあつては、所属職員に係るものに限る。）

ハ 所属職員（役付職員を除く。）の昇任、降任、配置換、転任及び退職の内申について校長に意見を述べること。

別表一第一項知事決裁事項の欄中第十九号から第二十一号までを削り、同項部長等専決事項の欄中第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第十四号とし、第十八号を第十五号とし、第十九号を第十六号とし、同項課長専決事項の上欄中第九号を削り、同表第十一項の次に次のように加える。

十一の二 福岡県立公文書館条例（以下この項中「条例」という。）の規定に基づく歴史公文書の取扱いに関する事務

				1 条例第三条第二項の規定に基づき、意見を付すること。	
--	--	--	--	-----------------------------	--

別表二注6中「森林保全課長」を「林業振興課長」に改め、同表注7中「農村整備課長」を「農村森林整備課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県訓令第六号

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令
 福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。
 別表東九州自動車道建設促進事務関係の項中

京都府荏田町	豊前市
--------	-----

を

本庁
出先機関

豊前市

に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県訓令第七号

福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

環境部
農林事務所

第一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第七十八条第一項の規定に基づき、県の鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため鳥獣保護員（以下「保護員」という。）を置く。

第二条 保護員は、次に掲げる者のうちから知事がこれを任命する。

- 一 鳥獣保護及び狩猟について知識を有する者であつて鳥獣保護区又は休猟の地区内に住所又は居所を有する者
- 二 福岡県猟友会各支部会長又は日本野鳥の会福岡県内各支部長が推薦した者
- 三 その他知事が適当と認める者
- 2 前項の保護員は、非常勤とする。
- 3 保護員の任期は、一年とする。ただし、再任することがある。
- 4 知事は、第一項の規定により任命した保護員のうち不適格と認めた者があるときは解任することがある。

第三条 知事は、前条の規定により任命した保護員に法第七十五条第四項に規定する証明書を交付する。

2 保護員は、その職務を行うときは、前項の証明書及び別に知事が交付する鳥獣保護員手帳を携帯しなければならない。

第四条 保護員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 鳥獣保護区、休猟区等の区域の管理に関すること。
- 二 鳥獣の保護に係る指導に関すること。
- 三 鳥獣保護事業に係る普及啓発に関すること。
- 四 鳥獣に関する諸調査に関すること。
- 五 狩猟の指導及び取締りの実施に関すること。

2 保護員は、前項の職務のうち、第一号から第四号までに規定するものについては、環境部自然環境課長（以下「自然環境課長」という。）の、第五号に規定するものについては、所轄農林事務所長の指揮監督を受けるものとする。

第五条 保護員は、職務執行中法の規定に違反する事実を発見したときは、直ちに、次に掲げる事項について警察官及び法第七十六条の司法警察員に通報しなければならない。

- 一 違反者の本籍、現住所、職業、氏名、生年月日、免状番号及び猟具
- 二 違反の日時及び場所
- 三 違反事実の内容

第六条 保護員は、狩猟期間中は週二回、その他の期間中は月二回、管轄区域内を巡視しなければならない。ただし、自然環境課長が、所轄農林事務所長と協議し必要と認められた場合は、別途知事の指示する年間巡視回数範囲内で一箇月の巡視回数を増減することができる。

2 保護員は、職務執行中は、職務に専念するものとし、保護員が狩猟免許を受けた者である場合であっても狩猟をしてはならない。

3 保護員は、当月分の巡視報告書（様式第一号）を、翌月の五日までに、自然環境課長に提出しなければならない。

4 自然環境課長は、提出された巡視報告書を、遅滞なく所轄農林事務所長に回付しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。
（福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程の廃止）

2 福岡県鳥獣保護員の設置等に関する規程（平成二十一年九月福岡県訓令第十八号）は、廃止する。

様式第1号(第6条関係)

巡視報告書

(月分)

日 曜日	巡視した区域又は箇所	巡視の状況

年 月 日

〇〇〇市町村〇〇〇〇地区鳥獣保護員氏名〇〇〇〇印

(注) 巡視の状況の欄には、次のことを記入すること。

- 1 巡視した区域又は箇所の状況
- 2 第5条の規定により警察官又は法第76条の司法警察員に通報したことがあるときは、その詳細の説明
- 3 その他参考となる事項

(日本工業規格A4)

教育委員会

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 教育力向上の推進に係る企画及び調整に関すること。

第十五条第四号中「同意又は認可」を「基準」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

福岡県教育委員会教育長 杉光 誠

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号二中「同意又は認可」を「基準」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本庁

出先機関

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

福岡県教育委員会教育長 杉光 誠

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号ロを次のように改める。

ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条の二並びに学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第二項、第二十五条及び第二十六条第一項の規定により、市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立の幼稚園、小学校及び中学校の設置廃止、設置者の変更等の届出を受理すること。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第三号

本庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

福岡県教育委員会教育長 杉光 誠

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務分掌規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

福岡県教育委員会事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務分掌規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表五第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表六第一項第一号中「幼稚園（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の設置するものを除く。）」を削り、同項第二号中「第四条第四項」を「第四条の二」に、「施行令第二十五条」を「施行令第二十三条第二項、第二十五条」に、「第三項」を「第一項」に、「指定都市」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」に改め、同項第三号中「幼稚園、」を削る。

別表八第九項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「市町村」を「市町村の教育委員会が当該市町村」に、「に同意」を「を行つた場合、又は学級編制を変更した場合の届出を受理」に、「教育長」を「課長」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

3 学校教育法第四条第一項第二号及び学校教育法施行令第二十三条第一項第四号の規定により、市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及び変更を認可すること。

別表十四県立中学校長の項第三項第一号中「第二号」を「第一号」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

職員研修所	
次長	所長
四種	一種

を

公文書館	職員研修所	
館長	次長	所長
三種	四種	一種

に、

農業総合試験場		農業大学校	病虫害防除所
部長（三種であるものを除く。）	副部長	副校長	所長
四種	三種	二種	一種

を

農業大学校	病虫害防除所	農業総合試験場				
副校長	校長	副部長	部長	副部長	部長	所長
四種	二種	三種	四種	三種	二種	一種

に改

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
別表第二中

職員研修所	所長 次長
職員研修所	所長 次長
公文書館	館長
職員研修所	所長 次長
農業高等学校	校長 副校長 教務部長
農業高等学校	校長 副校長 教務部長
病害虫防除所	所長 支所長
病害虫防除所	所長 支所長
農業総合試験場	場長 副場長 管理部長 研究企画部長 総務課長 分
農業総合試験場	場長 副場長 管理部長 研究企画部長 総務課長 分
農業総合試験場	場長 副場長 管理部長 研究企画部長 総務課長 分
農業総合試験場	場長 副場長 管理部長 研究企画部長 総務課長 分
農業高等学校	校長 副校長 教務部長
農業高等学校	校長 副校長 教務部長
病害虫防除所	所長 支所長
病害虫防除所	所長 支所長
農業総合試験場	場長 副場長 管理部長 研究企画部長 総務課長 分
農業総合試験場	場長 副場長 管理部長 研究企画部長 総務課長 分
農業総合試験場	場長 副場長 管理部長 研究企画部長 総務課長 分
農業総合試験場	場長 副場長 管理部長 研究企画部長 総務課長 分

を
に、
を
に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則
福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一イ甲表中

職員研修所	研修主幹	次長	所長
職員研修所	研修主幹	次長	所長
公文書館	副館長	館長	
農業高等学校	副長 講師	課長 助教授	副校長 教務部長 教授
病害虫防除所	副長	課長 支所長	所長
農業総合試験場	副長	次長 課長	部長 分場長
農業高等学校	副長 講師	課長 助教授	副校長 教務部長 教授
病害虫防除所	副長	課長 支所長	所長
農業総合試験場	副長	次長 課長	部長 分場長
農業高等学校	副長 講師	課長 助教授	副校長 教務部長 教授
病害虫防除所	副長	課長 支所長	所長
農業総合試験場	副長	次長 課長	部長 分場長

を
に、
を

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

課長技術補佐	
--------	--

を

課長技術補佐	企画広報監
企画主幹	

に改める。

別表第三イ甲表中

課長補佐	課長技術補佐	係長
------	--------	----

を

課長補佐	課長技術補佐	企画主幹	係長
------	--------	------	----

に改める。

別表第二イ甲表中

農業総合試験場	副長	次長 課長	部長 分場長	場長 副場長
病虫害防除所	副長	課長 支所長	所長	
農業大学校	副長 講師	課長 助教授	副校長 教務部長 教授	校長

に改める。

改め、同表の備考を備考第一項とし、同表の備考に次の一項を加える。

別表第十中

薬剤師	大学卒	0	4	7	11	別に定める	別に定める	別に定める
	短大卒	0	2	7	10	別に定める	別に定める	別に定める

を

薬剤師	大学6卒	0	1	4	8	別に定める	別に定める	別に定める
	大学卒	0	4	7	11	別に定める	別に定める	別に定める
	短大卒	0	2	7	10	別に定める	別に定める	別に定める

に

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

平成二十四年三月三十日

定し、ここに公布する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

68	72	69	別表第三十七中	71	68	65	62	72	69	
69	を	69		に改める。	71	68	66	62	72	69
69		69			68	66	62	69	69	
69		69			68	66	62	69	69	
69		65			69	66	63	69	69	
69		66			70	66	63	69	70	
69		66			70	66	63	69	70	
70		66			70	66	63	69	70	
70		66			70	66	64	69	70	
70		66			70	66	64	69	70	
70		67			70	67	64	69	70	
70		67			70	67	64	70	70	
70		67			71	67	65	70	71	
71		67			71	68	65	70	71	
71		67			71	68	65	70	71	
71		68			71	68	65	71	71	
71		68			71	68	65	71	71	
71	68	71	69		65	71	71			
71	68	71	69	65	71	71				

<p>に改める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第十、別表第十七及び別表第二十四の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。</p>	別表第三十八中	に改める。	104	92	108	100	90
			104	93	108	101	
			105	94	109	101	
			105	95	109	101	
			105	96	109	102	
			106	97	110	102	
			106	98	110	102	
			106	99	110	103	
			107	100	111	103	
			107	101	111	103	
			107	101	を	104	
			108	101		104	
			108	102	89	104	
			108	102	90	105	
			109	102	90	105	
			109	103	91	106	
			110	103	91	106	
			110	103	91	107	
			110	104	92	107	
						99	

再掲

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の四とし、第一条の次に次の二条を加える。

（条例第二条第三号イ(3)の人事委員会規則で定める非常勤職員）

第一条の二 条例第二条第三号イ(3)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。

（条例第二条の二第三号ロの人事委員会規則で定める場合）

第一条の三 条例第二条の二第三号ロの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号ロに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

一 条例第二条の二第三号ロに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の二第三号ロに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡した場合

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ハ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

ニ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

第二条第一項を次のように改める。

育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第二号）により行い、条例第

二条第三号ハに掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の一月（条例第二条の二第三号に掲げる場合にあつては、二週間）前までに行うものとする。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第二条第三号ハに掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第三条中「前条一」を「前条第一項及び第二項本文」に改める。

第四条第三項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改める。

第五条中「第一条の二」を「第一条の四」に改める。

第七条第二項及び第十一条第二項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改める。

様式第一号中「様式第一号（第一号の2、第5条関係）」を「様式第一号（第一号の4、第5条関係）」に改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第2条関係)

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日		年	月	日
_____ 殿		請求者 所 属		_____		
		職 名		_____		
		氏 名		_____ 印		
		育児休業の承認		を請求します。		
		下記のとおり		育児休業の期間の延長		
1 請求に係る子	氏 名					
	続 柄					
	生年月日	年	月	日	生	
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入)					
3 請求期間	年	月	日から	年	月	日まで
4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
5 配偶者	氏 名					
	育児休業の期間	年	月	日から	年	月
6 備考						

決 裁	職 名					受理年月日	年	月	日
						決裁年月日	年	月	日
	印					<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			

(育児休業承認請求書の裏面)

記入上の注意

- 1 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成4年福岡県条例第4号。以下「条例」という。)第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成10年福岡県人事委員会規則第5号)第16条第1項第7号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日を、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日を、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- 7 該当する口にはレ印を記入すること。

様式第五号中「(書画)」を「(部分複製承認書(裏面))」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第八号

福岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県屋外広告物条例施行規則(平成十四年福岡県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 景観法(平成十六年法律第一百十号)第八条第一項の規定に基づき定められた京築広域景観計画における景観形成重点地区に係る条例第九条に規定する屋外広告物又は掲出物件の規格は、別表に規定するもののほか、同計画における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項のとおりとする。

第十二条中「の各号」を削り、「当該各号に定める届出書」を「屋外広告物管理者等設置・変更届(様式第五号)」に改め、同条第一号中「場合 屋外広告物管理者設置・変更届(様式第五号)」を「場合」に、「場合」にあつては、当該届出書を省略することができる」を「ときは、この限りでない」に改め、同条第二号中「屋外広告物設置者変更届(様式第六号)」を削り、同条第三号中「屋外広告物表示者等氏名・住所等変更届(様式第七号)」を削る。

第十八条第三項第二号中「本条」を「この条」に改め、「法定代理人」の下に「(当該法定代理人が法人である場合においては、その役員)」を加え、同条第四項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 登録申請者が未成年でその法定代理人が法人である場合においては、その役員

様式第五号から様式第七号までを次のように改める。

様式第5号(第12条関係)

屋外広告物管理者等設置・変更届

年 月 日

殿

〒()

届出者 住所

氏名

印

電話()

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の
ので、次のとおり届け出ます。

- 管理者を設置した
- 表示者 設置者 管理者 を変更した
- 表示者 設置者 管理者 の氏名
若しくは名称又は住所を変更した

許可年月日及び番号	年 月 日	第 号	
表示（設置）の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
表示（設置）の場所			
種類	数量	枚個	
管理者設置 変更 年 月 日	年 月 日		
届 出 事 項	管理者設置の場合		
	住所 〒()		
	電話 (- -)		
	氏名		
	印		
	資格		
	変更の場合	新	表示又は設置者
		住所 〒()	
電話 (- -)			
氏名 (名称)			
旧	表示又は設置者		
住所 〒()			
電話 (- -)			
氏名 (名称)			
変更の場合	新	管 理 者	
	住所 〒()		
	電話 (- -)		
	氏名		
印			
資格			
旧	管 理 者		
住所 〒()			
電話 (- -)			
氏名			

- 注 1 [] 内は、該当する箇所(□)に「レ印」を記入してください。
- 2 「表示者 設置者 管理者」については、該当するものを○で囲んでください。
- 3 管理者の資格が必要な場合、「資格」欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付してください。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます(個人の場合に限る。)

様式第6号 削除
様式第7号 削除

様式第十三号から様式第十五号の二までを次のように改める。

(第1紙)

様式第13号 (第18条関係)

年 月 日

福岡県知事 殿

証 紙 欄

申請者 住 所
氏 名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、商号
又は名称及び代表者の氏名)

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規更新	※登録番号	屋外広告業登録 第 号		
		※登録年月日	年 月 日		
法人・個人の別		1 個人 2 法人			
フリガナ 商号、名称又は氏名 (法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名)					
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		〒 (-) 電話 (- -)			
1 管内において営業を行う 営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号	
2 業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名		摘 要	
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者) の職名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名	
4 他の地方公共団体における登録状況	登録を受けた地方公共団体名		登録年月日	登録番号	

(第2紙)

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏名 (法人にあつては、 商号又は名称及び 代表者の氏名)				
	住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地)	〒 (-) 電話 (- -)			
6 法定代理人が法人である場合のその役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者)の職名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名	
7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	営業所2	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名		摘要
	営業所3	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名		摘要

- 注 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
 3 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入すること。
 4 次の書面を添付すること。
 (1) 登録申請者(法人にあつてはその役員を、未成年者にあつてはその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合には当該法人及びその役員)を含む。)が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 (2) 業務主任者がその資格に適合することを証する書面
 (3) 業務主任者が在籍していることを証する書面(健康保険被保険者証の写し等)
 (4) 登録申請者(法人にあつてはその役員をいい、未成年者にあつてはその法定代理人(当該法定代理人が法人である場合にはその役員)を含む。)の略歴書
 (5) 法人(未成年者の法定代理人である法人を含む。)にあつては登記事項証明書、個人(未成年者の法定代理人である個人を含む。)にあつては住民票の写し(いずれも3か月以内に発行されたもの)
 5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入の上添付すること。
 6 申請書の記載が第1紙で完了する場合は、第2紙は提出する必要がないこと。
 7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合は、第2紙を利用することができます。
 8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます(個人の場合に限る。)

様式第13号の2 (第18条関係)

福岡県知事 殿

誓約書

登録申請者

〔 本人
法人の役員
法定代理人
法定代理人(法人)
の役員 〕

は、屋外広告物条例に定める登録拒否の要件に

該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

印

注 1 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人(法人)の役員」は、該当するものを○で囲むこと。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます(個人の場合に限る。)

様式第14号（第18条関係）

登録申請者

本人
 法人の役員
 法定代理人
 法定代理人（法人）の役員

の略歴書

現住所	〒（ - ）		
	電話（ - - ）		
氏名（法人にあつては、役員の名）		生年月日	年 月 日
略歴	期間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
賞罰等	年 月 日	賞罰等の内容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名			印

- 注 1 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容を全て記載すること。
- 3 「賞罰等」は、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴及び屋外広告業の登録の取消し又は営業停止に係る処分を受けた経歴（役員としての経歴を含む。）について記入すること。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

様式第15号（第18条の2関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告業の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録 第 号		
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名 2 住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 3 営業所の名称又は所在地 4 役員の氏名 5 法定代理人の氏名又は住所 〔法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名〕 6 業務主任者の氏名又はその所属営業所			

- 注
- 1 変更に係る事項については、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付すること。
 - (1) 商号、名称若しくは氏名又は住所の変更 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 - (2) 営業所の名称又は所在地の変更 登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
 - (3) 法人の役員の変更 登記事項証明書並びに誓約書及び略歴書
 - (4) 法人の役員の氏名の変更 氏名の変更が確認できる書類
 - (5) 法定代理人の変更 誓約書、略歴書及び住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
 - (6) 業務主任者の変更 資格に適合することを証する書面及び在籍することを証する書面
 - 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます（個人の場合に限る。）。

様式第15号の2（第18条の2関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業廃業等届出書

屋外広告業の廃業等となりましたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録 第 号
登録年月日	年 月 日
屋外広告業者の住所及び商号、名称又は氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕	住所 商号、名称又は氏名
届出理由	1 死亡 2 消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

- 注 1 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます（個人の場合に限る。）。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福岡県屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）

（第五条第二項の景観形成重点地区において、この規則の施行の際現に適法に設置されている広告物又は掲出物件であつて、同項に規定する規格に適合しないもの（新規則第六条第一号に規定する簡易な広告物等に該当するものを除く。以下「既存不適格広告物」という。）の規格は、変更又は改造を行わない間は、同項の規定にかかわらず、新規則別表のとおりとする。変更又は改造を行った場合であっても、当該変更又は改造が次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

一 広告物又は掲出物件の形状、寸法及び主要構造に変更を来さない程度の改造、補強又は修理（当該広告物又は掲出物件の老朽化に伴い主要部分について行うものを除く。）

二 色彩が新規則第五条第二項に規定する規格に適合する広告物又は掲出物件について行う塗装替（表示の内容、意匠、色彩及び面積を変更しないものに限る。）

三 広告物を掲出する物件について行う、新規則第五条第二項に規定する規格に適合する広告物への取替え（当該物件の許可の期間内に同一業務に関して行うものに限る。）

3 既存不適格広告物に係る条例第十一条第一項の規則で定める軽微な変更又は改造は、新規則第九条の規定にかかわらず、前項各号のいずれかに該当するものとする。

4 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間使用することができるとする。